

会 議 録 目 次

平成13年第5回海田町議会12月定例会（第1日目）

平成13年12月7日（金）午前9時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
日程第4	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について……………	7
日程第5	認定第1号 平成12年度決算の認定について……………	12
日程第6	認定第2号 平成12年度海田町水道事業会計決算の認定について…	12
日程第7	一 般 質 問 ……………	17
	（延 会）……………	81

15番 田 中 千 代
17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

16番 佐 中 十 九 昭
18番 国 岡 光 明
20番 河 野 道 昭

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	加 藤 天
助 役	石 原 憲 治
収 入 役	正 木 洋
企 画 部 長	中 野 潔
福 祉 保 健 部 長	富 田 征
建 設 部 長	池の本 和 弘
福 祉 保 健 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	因 幡 忠 志
企 画 課 長	木 原 晴 彦
財 政 課 長	内 田 和 彦
総 務 課 長	上 條 正 弘
地 域 振 興 課 長	植 野 敏 彦
住 民 課 長	上 村 直 樹
福 祉 課 長	因 幡 貞 男
高 齢 福 祉 課 長	青 木 基 秀
保 健 セ ン タ ー 主 幹	白 井 真
都 市 整 備 課 長	朝 倉 登 司 雄
海 田 市 駅 南 口 区 画 整 理 事 務 所 長	永 海 房 雄
海 田 市 駅 南 口 区 画 整 理 事 務 所 主 幹	児 玉 正 克
教 育 委 員 長	濱 井 隆 秀
教 育 長	李 木 義 夫
教 育 部 長	山 本 義 彦

教育部参事兼 海田東公民館長	柳原 徹
学校教育課長	河原 毅
社会教育課長	佐々木正子
上下水道部長	佐藤 隆
庶務課長	新浜 憲治

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 園山 純 |
| 議会事務局次長 | 梶原正勝 |
| 主任      | 辻千奈美 |

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

(1) 議会報告

(2) 行政報告

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第5 認定第1号 平成12年度決算の認定について

日程第6 認定第2号 平成12年度海田町水道事業会計決算の認定について

日程第7 一般質問

日程第8 第45号議案 海田町行政手続条例の制定について

日程第9 第46号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第10 第47号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日程第11 第48号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第49号議案 海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 第50号議案 平成13年度海田町一般会計補正予算(第3号)

日程第14 第51号議案 平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第15 第52号議案 平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第16 第53号議案 平成13年度海田町水道事業会計補正予算(第1号)

~~~~~○~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長(河野) 皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は19名でございます。定足数に達しておりますので、平成13年第5回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第16に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定によりまして、議長より、8番、西山君、9番、宮坂君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月11日までの5日間と決めます。

この際、執行部の出席を求めため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時02分 休憩

午前9時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から12月11日までの5日間と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしましてお手元に配付しております。

10月22日から24日まで、海田地区消防組合議会が行政視察をされております。

次に、11月7日から8日まで、議会運営委員会が先進地研修を実施され、委員会報告書が提出されております。また、8月下旬に実施されました総務文教委員会所管事務調査の報告書も提出されておりますので、あわせてご参照ください。

なお、資料については事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、議会の報告を終わります。

この際、全員協議会を開催するため、暫時休憩をいたします。

再開は、追って連絡をいたします。議員の皆さんは会議室へお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前 9時07分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。

行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（加藤）今日は、大変ご多忙のところをこうしてご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

9月定例議会後の行政執行の状況について、ご報告を申し上げます。

初めに、先ほど全員協議会でもご報告申し上げましたとおり、12月1日、砂走地区で下水道事業に伴う地質調査のためのボーリング作業中、県営水道の送水管を破損いたしました。広島県並びにこの水道を利用されています関係市町及び関係企業の皆さんには、大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、心からおわび申し上げます。

次に、合併問題についてでございますが、去る11月12日、1市3町による広島市・安芸郡陸地部3町合併問題等合同勉強会を立ち上げました。今後、各市町の助役を中心として、国・県の職員や学識経験者等の講師を招いての情報・意見交換、構成団体相互の行政課題やまちづくりに係る意見交換、及び相互理解を深めるための現地視察等を行うことになりました。

続きまして、地域住民の防災意識の高揚や、災害時における実践能力の向上と、町と消防機関との連携強化等を目的とした防災訓練を、11月18日に海田西小学校で実施をい

たしました。この訓練には、海田西小学校区の住民の皆様をはじめ、町職員、消防署員、消防団員合わせて約200人が参加をし、救急救護や情報連絡などの訓練を行い、地域の防災活動を進めていく上で、非常に有意義であったと思います。

次に、今年も海田町福祉・保健まつり実行委員会の主催により、10月28日にひまわりプラザとつくも保育所において、海田町福祉・保健まつりが開催されました。当日は雨天にもかかわらず、約1,500人という多くの皆さんにご参加をいただき、改めて福祉や保健に対する関心の高さを感じております。

町としましても、実行委員会の一員として、子育て支援や健康に関するコーナー及びニュー・スポーツの紹介等を実施し、現在町が推進している福祉保健施策の一端を町民の皆様にお示しできたものと考えております。今後とも、このまつりが住民の皆様気軽に参加していただけるまつりとして定着するよう、支援をまいります。

次に、都市計画道路新開蟹原線の計画変更についてでございますが、西浜、浜角、蟹原地区の区間については、道路構造基準の変更などに伴い、交差点への右折車線の設置や、一部計画区域の計画変更をするため、9月28日、海田町都市計画審議会に諮り、11月5日に変更をいたしました。あわせて、関連する都市計画道路広島西条線及び堀川曾田線の変更についても、広島県が変更を行っております。

また、都市計画道路中店小学校線についてでございますが、11月29日、老人福祉センターにおいて、今後の事業区間である月見町地区の関係の皆様にお集まりをいただき、事業説明を行いました。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、今後の事業を円滑に進めていくため、町との話し合いに応じていただくよう、先般「窪町の幸せを守る会」に直接お願いするとともに、12月に予定いたしておりました土地区画整理審議会委員の選挙を、来年3月まで延期をいたしました。

また、建築物の整備につきましては、広島県住宅供給公社の住宅建設事業を誘致するため、公共施設等の整備を含めた基本計画を、今年度中に策定してまいりたいと考えております。

最後に、海田中学校のクラブ活動についてでございますが、9月29日に東京都で行われた第49回全日本吹奏楽コンクール中学校の部に、中国地区代表として出場した海田中学校吹奏楽部が、2年ぶり2回目の出場で、見事金賞を受賞いたしました。

また、11月18日、東広島市で行われた男子第62回、女子第11回中国中学校駅伝競走大

会に、海田中学校陸上部が出場し、女子が昨年の2位の悔しさをばねに力走し、念願の初優勝を飾りました。男子は昨年より1つ順位を上げ、5位入賞を果たしました。

なお、女子は12月24日、山口市の山口県セミナーパークで行われる全国大会に広島県代表として出場が決まりました。十分な調整を行って、自分の走りができるよう頑張っていたきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。

今議会には、諮問1件、条例制定1件、条例改正4件、補正予算4件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（河野）以上で行政報告を終わります。

これにて、諸般の報告のすべてを終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員であります中野和さんの任期が、平成14年2月28日をもって満了となるため、委員の推薦について意見をお伺いするものでございます。候補者の氏名は、中野和さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聞いて、町長が候補者の推薦をし、法務大臣が委嘱するものでございます。

委員の職務といたしましては、人権擁護委員法第11条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由、人権思想の普及、高揚を図ることとさせていただきます。委員の任期は3年でございます。それでは中野和さんについてご説明いたします。

中野さんの任期が、平成14年2月28日をもって満了となるため、引続き推薦するものでございます。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、生年月日は昭和〇年〇月〇日、現在〇歳でございます。中野さんは平成8年に人権擁護委員に就任され、2期務められ、今回の推薦は3回目でございます。現在人権擁護委員のほか、海田町心配事相談員、株式会社

リカバリーハウス代表取締役としてもご活躍をされております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。佐中君。

○16番（佐中）16番佐中です。ちょっとお尋ねしますけれども、人権擁護委員の具体的な仕事の内容、漠然とわかっておるんですが、再度お尋ねをいたします。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）人権擁護委員の使命及び職務でございますが、まず1点目、自由、人権思想に関する啓蒙及び宣伝をなすこと、2点目、民間における人権擁護運動の助長に努めること、3点目、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な措置を講ずること、4点目、貧困者に対し、訴訟援助、その他の人権擁護のため適切な救済方法を講ずること、その他、人権の擁護に努めることというふうなことで位置づけられております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）私は前回、この中野和さん、意見を求めるという、こういう議案に対して、私は意見を述べたんですね。その意見というのは、今総務課長や福祉課長が述べられた人権を擁護する、この問題について、この中野和さんという方は、前、マツダの労働組合の幹部の役職をやっておられら方で、気がついた方がおられるかもしれませんが、マツダの正門付近、また向洋の駅付近に、1つの政党のビラをとらないようにという、こういう指導をずっとやってこられて、私も向洋の駅前でビラを配りましたよ。当時、その人が書記長でありましたけれども、私は人権を無視する行動はやめよという大げんかをしたことがございます。

この人権擁護という役職について、私はふさわしくない人だと思っております。人権を擁護する人が、今まで人権を無視したこういうやり方で、十数年こうしたマツダの本社の付近に看板を掲げて、それが今でも残っておるわけです。先ほど言われました4つの点、人権の啓蒙を行うとかいろいろあって、心配事的生活相談もやる、あるいは貧困者の問題、こういう問題が職務とされておるのに、少数の意見を抹殺するようなこういう人を人権擁護委員に選ぶこと自体が、私は間違いだと思っておりますが、その辺の答弁をお願いします。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）ご承知のとおり、人権擁護委員は直接法務局との関連で動いてまいりますので、その活動実績、つぶさな活動実績というのは、町に直接報告義務がないということでございます。間接的には、我々の方は人権擁護委員さんとしてご推薦を申し上げるわけでございますけれども、心配事相談の相談員の実績、あるいはケースによっては、人権擁護委員さんと直接福祉関係あるいは保健関係の職員がかかわってくる場合がございます。そのときによるそのお人柄なり活動の判断、それから民生委員さんと協調をしながらご活躍をいただくという実際の経験もございます。そういうふうなことから、我々は法務局からの情報につきましても、この2期の間に中野委員さんについて、特段の適正を欠くような情報は得ておりません。

それから実は今、佐中議員さんのいろんなご意見でございますけれども、中野和さん、人権擁護委員さんとして、実は、私自身も福祉を直接担当いたしました時期に、極めて厳しい児童虐待、あるいは家庭崩壊につながりかねないようなケースを、ともに相談を受けて、教育委員会ともども中野人権擁護委員さんと相談、処理をいたした経過がございます。その中で、私も中野さんと初めて人権擁護委員さんとして接した経過がございますけれども、その熱心な対応と熱意には非常に感心をいたしました。我々の方の事務方としては、佐中議員のご意見ではございますけれども、中野委員はこれまでの自分自身が感じてきたこと、それから民生委員さん等との協調活動等を通じて、自信を持って推薦をできると、事務方としては自信を持って推薦できる方だと、こういうふうに感じておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）ご理解できんよ。人権擁護委員をするのに、憲法で保障されている基本的人権を無視した人、今まであった経歴があるんですよ。これを今からこうやってね、非常によくやってもらったから推薦をする、これは奇弁ですよ、あなたは。今までやった経過をちゃんと歴然と出ているじゃないですか。犯罪を犯した人が更生をして、立ち直ってよくなる、それはそれとして認めるけれども、しかし、今まで犯罪を犯した人については、公的な機関につくことはできないでしょうが。私はそのことを言っておるんですよ。人権を無視して、しかも基本的人権を侵すような、そういう考え方の人が、相談に行った場合に、例えば私が日本共産党の党员として中野さんのところへ相談へ行ったら、必ず私はこれはね、不利な面に扱うという、こういうその今までの経歴から見て判断せざるを得ないでしょうが。私はこのことを言っておるんですよ。ここに町議会の

意見を求める、私のこうした発言をつけて、法務大臣にこの意見を一緒に上げてほしいんですがどうですか、その辺。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）意見を求めるというふうな、同意と違った取り扱いでございます。ですから、その意見を、議会に諮った意見に拘束されることではないけれども、その意見を参考としながら、町長として大臣に推薦していくというシステムのものでございます。しかしながら、その意見を求めたというのが、改めて意見を求めるというシステムは、地域の中で活躍をされるわけでございますから、その地域性を考慮しながら意見を求めて、適正に活躍いただける方を推薦いただくということでございます。佐中議員の直接のご経験というのは、私は存じ上げませんが、それはいつごろの話かわかりませんが、今我々の方で人権擁護委員として中野さんをご推薦するには、十分にその力量あるいは熱意を備えておられると、こういうふうに判断をしておりますので、さらに重ねてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。住吉君。

○13番（住吉）この方、今〇歳になられたわけですが、高齢化社会というぐらいで、高齢者の多い中で〇歳は、私ももうそういう時期ですから、それを優遇してもらいたいのはうれしいことですが、今から五、六年前ですね、ある委員を推薦された場合に、70歳に到達されたからもうおりていただくんだということで、70歳以上は、今後はこういう委員等に推薦しないんだというふうなお考えを、町長が示されたことがあるんですよ。そのことについて、私は頭にひっかかるんです。訂正されるならいいですよ。悪いことはないと言うんですから、私は。高齢者を優遇するのはいいんです。ただし、その考えがいつまでも頭の中へ議員としてこびりついておりますんで、それをどうされるんか、町長のお考えをたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉委員の仰せのとおり、基準としては、事情がない限り、一応70歳を一つの線として引いていきますということは、当然申し上げておりますけれども、この人権擁護委員につきましては、法によりまして75歳という線があるわけございましてその中に、中野さんの場合は現在〇歳でございますので、これまでに申し上げた70歳を1つの基準にしますということ、その中でもこれは他の委員でございましてけれども、特別の事情がある場合はということも申し添えておるはずでございます。中野さんの場合

は、これは人権擁護委員法で75歳という年齢がありますので、ご了承いただきたいと思  
います。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）私の勉強不足かもしれませんがね、今のこの推薦の趣旨、提案理由説明  
の中で、75歳までということをはっきり説明してくればこんな質問をしないんですが  
不十分であると、これは認めますか。

○議長（河野）ほかにございませんか。岡田君。

○1番（岡田）1番岡田です。私はちょっとよくわからないんですけども、中野和さん、  
この方が在職中どこに勤めておられたか、ちょっとそのことをお伺いしたいんですけれ  
ども。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）中野さんは昭和34年4月に東洋工業、現在のマツダ株式会社でござい  
ますが、入社されまして、平成3年11月に定年退職されております。その間、県の住宅  
生活協同組合の理事とかやっておられまして、現在では株式会社リカバリーハウスの代  
表取締役を務めておられます。

○議長（河野）ほかに。岡田君。

○1番（岡田）その中で、マツダの労働組合の役員もやられたと思うんですよね。それで、  
先ほど佐中議員も言われましたけれども、マツダの労働組合でマツダの向洋の駅等の前  
の方で我々がビラをまくと、そういうふうなのを逐一監視するような行動をとってこら  
れた中心的な方なんですよね。そういうふうな、これこそ全く人権を、それはとるとら  
ないは個人の自由ですから、それをとった人を跡をつけて行って、あなたはマツダの人  
ですかと言ってそのビラを今度は反対にとると、こういうふうなことは実際にあそこ  
行って、駅の前で見られたらわかると思うんですけども、こういうふうなことを指示  
されたというような中心的な人なんですよね。こういうような人をさらに人権擁護委員  
に推薦すると、こういうふうなことに対して、私もこれは間違いだと思ってしまうん  
ですけども。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）これはもう先ほどから申し上げております。そういう実際にマツダ  
時代にどうであったかという、つぶさな細かいところまでは、我々は承知しておりませ  
んけれども、先ほど申し上げましたとおり、これまでの中野さんの人権擁護委員として

の立場と熱意を我々の方は承知をしてご推薦を申し上げたと、こういうことです。

それから、先ほど佐中議員のご質問の中で、意見を求めると、意見を求めるということの中でそれを上げるのかという、こういうことについてのご質問があったと思いますが、私どもの方の意見を求めるといふことの議会へ提案した趣旨は、考え方としては海田町議会としての機関意思を決定をしていくということでございますから、個々のご意見というよりも、海田町議会としての機関意思の決定としての意見を求めるといふことに従って手続を踏んでいくと、こういうことになろうと思っておりますのでご承知おきいただきたいと思っております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより諮問第1号について、採決を行います。お諮りいたします。

本件は、中野和さんを適任とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって諮問第1号人権擁護委員の推薦については、中野和さんを適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、認定第1号、平成12年度決算の認定についてと、日程第6、認定第2号、平成12年度海田町水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。この2件については、先の9月定例会において、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より委員会の審査経過並びに結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、佐中君。

○決算審査特別委員会委員長（佐中）決算審査特別委員会審査報告をいたします。

本委員会は、平成13年9月4日付で付託をされました案件を審査の結果、次のとおり決定したので、海田町議会会議規則第72条の規定により、報告をいたします。

1、付託案件（1）認定第1号、平成12年度決算の認定について。平成12年度海田町一般会計歳入歳出決算、平成12年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成12年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成12年度海田町老人保健特別会計

歳入歳出決算、平成12年度海田町介護保険特別会計歳入歳出決算。

(2) 認定第2号、平成12年度海田町水道事業会計決算の認定について。

また、審査に先立ちまして委員長として次のことを提案をし、審査をしてまいりました。1つは、執行部に対して、訂正箇所があれば正直に早目にお知らせくださいということをございました。軽微なものについては字句の訂正で済みますが、大きなものについては当委員会には権限がないので、本会議で再提出の手続をとる旨を指摘いたしました。今日まで訂正箇所はありませんでした。

2つ目には、委員会の運営方法として、執行部や教育委員会への質疑はもちろんでありますが、監査委員とか選挙管理委員会とか公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会は独立した機関なので、これらについて質疑があるようであれば、早目に委員長の方に連絡をしてくださいという提案をいたしました。これらについても各独立した委員会の出席を求める発言はありませんでした。

2、審査経過について報告をいたします。平成13年9月4日、本会議において議員9名で設置された本委員会は、9月12日から2回の委員会を開催をし、審査案件について町長以下執行部関係職員の出席を求め、次の日程で質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

第1回目は9月12日、9時から16時20分まで、出席者、委員9名、議長、町長以下22名、審査は平成12年度海田町一般会計、ご覧のとおりであります。あわせて国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計の各会計歳入歳出決算について審査を行いました。

第2回目は9月13日、9時から16時40分まで、出席者、委員9名、議長、町長以下25名、審査は平成12年度海田町一般会計のご覧のとおりであります。あわせて公共下水道特別会計及び水道事業会計の収益的・資本金的収入及び支出について審査をいたしました。

3つ目の審査報告。決算審査特別委員会審査報告書で、3番の審査報告については、委員会に諮って報告することにいたしました。その基準となるものは、1つは本会議で審査を要望されたもの、2つ目には、次の5点について委員会に諮って審議をいたしました。1つは、審査の結果違法事項があった場合、2つ目には不当事項があった場合、3つ目には特に留意すべき事項があった場合、4つ目には監査委員に対する意見があった場合、その他に分けて記載をする問題であります。

その結果、1、2の審査報告に記載をした内容であります。(1)本会議において審

査を要望されたものについて、委員長より質疑を行いました。平成12年度から高齢福祉課が新しく取り組んだ事業に世代間交流事業があるが、このような新規事業について、主要事業の成果に関する説明書の中に触れられていないのはなぜか。これに対し、福祉保健部長より次のとおり答弁がありました。世代間交流事業については、指摘のとおり平成12年度から始まっているが、モデル事業として試行的な要素を含んだ事業ということで、まだ熟成していない、定着されていない面があったこと、また、高齢者福祉施策業務の中で、大変広域な事業があり、すべて資料の中に記載できなかったことがある。主要事業の成果に関する説明書並びに資料について、来年度に向けて、もう一度わかりやすい資料提供を検討したいという答弁がございました。

また（２）の特記事項といたしまして、３つ掲載をいたしました。１は、住民一人一人に光を当てた行政執行がなされるべきである。これは審議の中で、ひとり暮らしの町民の数がなかなか示されなかつたことに対して、執行部の把握が十分でなかったと委員会で判断をしたためでございます。

２つ目には、補助金、交付金について、交付の審査基準を設け、だれもが納得できるよう執行すべきである。これはいろいろあって、精査をし再整理するという答弁をいただいておりますが、特に問題になったのが商工会への補助金１千万円をしている。その中からボランティアで行っているひまわりの会へ、商工会が10万円支援をして、ボランティアに補助金は道理が合わない、このような実態があるのを指摘して、今回この問題を掲載をしたわけであります。

３つ目には、主要事業の成果に関する説明書は、決算審査の対象として十分理解できるようつくるべきである。これは単なる報告書、状況報告書で、実績報告でしかないと判断し、次回から主要事業の成果に関する説明書ですから、これを執行したが、具体的に分析された評価をできるだけ盛り込んで、このような成果があったという説明書に記載され提出されるよう指摘をして、審査についての報告は終わります。

３審査の結果、（１）認定第１号、平成12年度決算の認定について、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。（２）認定第２号、平成12年度海田町水道事業会計決算の認定について、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長（河野）以上で報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。
原田君。

○11番（原田）11番原田です。内容ではないんですけども、我々がいただいております報告書の1ページの審査経過のところですね、（1）平成13年9月4日の後、文字がちよっと本義会とあるんですが、今委員長が発表された語句は本会議と言われておられるんです。正しいのをお知らせいただきたいと思います。

○議長（河野）佐中君。

○決算審査特別委員会委員長（佐中）本会議の方が正しいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について、順次採決を行います。

まず、認定第1号、平成12年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものであるというものです。討論がございませうか。討論があるようですので、まず反対討論があれば許します。岡田君。

○1番（岡田）第1号議案、平成12年度決算認定について、反対討論をいたします。

今日全国どこの自治体でも財政危機が言われています。70年代の地方財政危機と異なり、今日の財政危機は住民の利益そっちのけで、本来の自治体とは無縁な大型開発に熱中したあげく、その負担と破綻によって引き起こされた財政危機であります。そしてこの財政危機の中で、福祉や教育は大幅に切り詰められる一方で、建設、開発行政には巨額の資金が湯水のように投入されるという浪費と犠牲転嫁の二重構造が、多くの自治体で進行しています。

地方自治の本旨とは、住民が主人公の立場をあらゆる分野で貫くことです。地方自治法は、自治体のやるべき仕事として真っ先に住民の安全、健康及び福祉を保持する、地方自治法第2条でこのことを定めています。海田町の関係分でも10年間で約200億円の連続立体交差事業や、それにまつわる都市計画道路、東広バイパスに関連した事業など、大型公共事業が計画されています。毎年およそ20億円を10年間支出することになります。

特に、海田市駅南口で進められている区画整理事業は、計画では96億円の事業費がかかり、このうち71億円は町の財源を充てるということになっています。これは無謀な計画です。地権者の理解が得られず、計画を強引に進めるならば、関係はこじれて法廷に持ち込まれることも予想され、現状をますます悪化させることになります。地権者と住民の理解が十分に得られていないこの事業は、一たん凍結して、関係住民とひざを交え

と一緒にまちづくりを考える、この姿勢が必要であると考えます。あらゆる知恵を出し合い、この区画整理事業の71億円の負担を減らすことが何よりです。私たちは、生活道路などが整備され暮らしやすくなるのであれば、公共事業に対しては決して反対ではありません。今の計画を見直して優先順位をつけ、無理をしないで計画的に行うことが一番大切です。それができなかつたら、財源として都市計画税が住民の新たな負担として浮上してくることになります。今のこの長引く不況で、住民の暮らしも大変な中、さらなる負担が生活を圧迫することになります。住民と一緒にまちづくりの見直しをしないならば、超高額な投機的財源が必要となり、財源問題で広島市に吸収合併ということになります。こうした現状は、今から二十六、七年前、瀬野川町や矢野町、船越町が広島市に吸収合併されたときとよく似ています。この1年から2年が、本町の将来を方向づける分岐点となっていると感じます。今こそ、緊急度を整理し、改めて計画を再修正することが求められています。

次に、平成12年度の国民健康保険特別会計の決算にも反対の態度を表明いたします。8年間据え置いた課税税率を見直す、応能制に偏った賦課となり、中間所得層の負担のしわ寄せが見られますので、低所得者のみならず中間所得層にも配慮しながら、応能割、応益割の比率を段階的に改正し、賦課割合の平準化を図ってまいりますという平成12年度の施政方針でした。しかし、12年度から、資産や所得のない低所得者に被保険者均等割を1万8千円から2万1千円に、世帯別平等割を1万8千円から2万円にし、応益割の所得や資産割を減らすことは、本来とってきた保険の精神から逸脱するものです。

本来、自治体のとるべき姿は、国保税を引き下げて、だれもが支払える国保税にすることです。しかし、自治体は滞納を見越して制裁措置を強化する方針を出しました。国保税がこのように高くなったのは、そもそも1984年に政府が総医療費に対する国庫負担率を45%から38.5%に引き下げたからです。今また国は介護保険制度の実施によって、2,300億円の国庫負担を軽減することになります。国民の健康や福祉に責任を負っている厚生労働省のやることではありません。即刻、国保に対する国庫負担率をもとに戻し、国保税を大幅に引き下げるべきです。この要求は国民の要求でもありますし、また町民の願いとも一致する要求であります。一般財源から補助や基金の活用などを運用して、今後税の引き上げをしないことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（河野）続いて、賛成討論があれば許します。国岡君。

○18番（国岡）12年度の決算の賛成の立場から討論を行います。

町税の収入の落ち込みなど、厳しい財政状況の中、昨年に引き続いて経費の節減に努力されました。積極的に取り組まれた予算は、新たに介護保険制度の実施などをはじめ新規事業等、一般会計、4つの特別会計、水道事業会計は予算に計上された事業は予定どおり実施され、それなりの成果があったものと認められ、賛成するものであります。以上でございます。

○議長（河野）ほかに討論がございますか。

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより認定第1号について採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって認定第1号については、認定することと決めます。

続いて認定第2号、平成12年度海田町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものであるというものです。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより認定第2号について、採決をいたします。お諮りいたします。

認定第2号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって認定第2号については、認定することと決めます。

この際、暫時休憩をいたします。再開は50分。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。

日程第7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許

します。13番住吉君。

○13番（住吉）13番住吉議員でございます。本日は2点ほど質問いたします。

最初は危機管理についてということでございます。危機管理とは絶対に起こらないだろうと思っておった事項が今日、今起こるかもわからないということに備えて、万全の対策を整えておくことであります。そして、もし万一何かが起こった場合には、それに対して最小限の被害、損害で抑えるように努力すること、方策を立てていくことが危機管理だというふうに感じます。

そこでまず第1は、津波対策についてでございますが、最近の地震予知情報では、南海地震の発生ということを、たびたびテレビ等でも取り上げております。この間も再放送もいたしておりましたけれども、それによりますと、南海地震というのは四国沖に発生する地震であると。これは今後30年以内、ということは必ず起こるかもしれませんね、に40%の確率で起こる可能性があるというふうに発表しています。40%という確率は非常に高いというふうに認識をしなければならんというふうに、私は思っております。その地震による津波が起こった場合には、太平洋岸、すなわち高知県沿岸には5メートルの波頂、5メートルの高さの津波が押し寄せるということでございます。そして瀬戸内海、特に広島湾に対しては、約2時間半後に2メートル50の津波が押し寄せるであろうと、そして6時間にわたって繰り返し押し寄せてくるということを発表いたしております。

私はこれまで地震対策について質問を繰り返しておりますが、昨年の6月議会で地震対策を取り上げましたら、某部長は海田町には津波は起こらないんだと、過去にもそういう記録はないというふうな答弁を繰り返しまして、まずまず住吉がやかましく言うから検討すると答弁しとけというふうな答弁を繰り返しております。

ところが、その南海地震の前後でしたかね、船越町の方の旧家から昔の記録が出てきたというふうなこともテレビで報道いたしておりました。大きな被害をこうむっておるということでございます。それから今の南海地震では、昭和22年に岡山県の方は大きな被害を受けております、やはり津波で。たまたま向こうに近かったんかもしれませんがね。そういうことで、この問題に十分に考慮して対策を考えていかにやいかんというふうに思います。

2月の議会で、防災計画の震災対策編について再三見直しを要求しましたところ、例の鳥取西部地震がありましたので、渋々とは言いませんけども、防災計画を見直します

というふうな答弁をされました。その直後、3月に芸予地震が起きました。芸予地震については、まあまああの程度の被害であったので助かりましたけれども、あれ以上の被害が起こった場合には、非常に対策に問題があったというふうに、私は判断いたしております。

そして6月の議会で、2月の議会で防災計画を見直すというふうな答弁をされたので、その見直しはいつ完了するのかというふうな質問をいたしましたところ、年度いっぱい、要するに来年3月までには見直しをしますというふうな答弁ではございました。これはあまりにも悠長過ぎるのではないかとというふうに私は思います。いつ起こるのかもわからないことに備えるのが危機管理でございますのでね、1年余りもかかってやるということに問題があるというふうに考えております。以上のような状況を踏まえて、防災計画の震災対策編の見直しの中で、南海地震の予知情報を含んで、津波対策をぜひ加えなければならぬと強く感じておりますが、この点をいかにお考えか、またそしてどのようにお取り組みになるかをお答え願います。

2番目には、危機管理の中で防火対策でございます。これは南海地震の報道とともに、地震活動は西日本に移りつつあるというふうな報道も盛んにされております。そのような観点から、我が町の防火対策についても練り直す必要を強く感じております。したがって、次の質問をいたします。

まず、過去数年来、我が町には地震は起こらないというふうな判断が働いておったことは間違いありませんが、その考えがいまだに残っておるのではないかと申しますのは、消火栓ボックスが古くなったら逐次撤去、廃止していくという方針で、逐次撤去されております。私の地区の方でも、いつの間にか消火栓ボックスがなくなっております。これは、普通の火災であれば常備消防あるいは非常備消防が駆けつけて、即消火してくれますからいいんですが、震災で、この間の場合はまだ災害が少なかったです、家屋が倒壊するような災害が起きた場合には、随所に火災が発生することを予測しなければなりません。その場合に、消防力では不十分だということも考えて対応するのが危機管理だろうと思います。その際に、今のように逐次撤去しておったんでは、危機管理は不十分である。やはりむしろ撤去したところを復旧するとか、あるいは必要なところは増設するという考え方が必要ではないかということを考えております。この点についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次は、中学校の教育に厳しさをということについて質問をいたします。戦後五十数年

間、平和とかあるいは自由、平等、人権等の教育を重視するあまりに、このことに偏り過ぎて、子どもたちに教えるべき自由とか平等の考え方をまた誤って、子どもたちの嫌がることを、あるいは苦しいこと、厳しいことを言わなくなってしまっておるんじゃないかということを強く感じております。

小学校とか中学校の教育は、しつけ教育を重視するべき段階にあると思います。その点では、ある程度強制教育は必要であるというふうに考えます。したがって、当然厳しさを要求すべきであります。ところが、最近ではその厳しさの抜けた、私に言わせれば甘やかしの教育であります。したがって、子どもたちは苦しさに耐える心、我慢する心を養っておりませんから、少年非行や犯罪が多発しておるのではありませんか。先般、西中学校の体育祭に招かれて出席しましたが、実にぐにゃぐにゃ、あるいはぐずぐず、だらだらして見てはおれない、目に余るものがありました。この傾向は、最近、年々ひどくなっております。中国の要人が、日本はほっておいても二、三十年もすれば崩壊するということを言ったと聞きますが、私は、この国の将来を背負って立つ子どもたちの基礎教育がこんなにお粗末では、本当にこの国は滅びるというふうに心配いたしております。

したがって、この問題を取り上げて、だれかが正していかなければならない、せめて歯どめをかけていかなければならないという気持ちで、厳しくこの問題を追及してまいります。教育委員会はもう少し真剣に取り組んで、この問題を真剣に考えていただきたいと思います。教育委員長とか教育長とか教育委員会の関係の方が、毎回体育祭には参加しておられるんですけども、この点にお気づきになっていないところが、私は全く残念だと思う。教育委員長、頭をかしげておられますが、私と同席しておられて十分見ておられて、納得しておられると思うんです。私も声をかけましたからね。その点を今まで見逃してこられたことを、私は残念に思うんです。この点について、どのようにお考えになっておるかをお答えください。以上、終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員ご質問の1点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

危機管理についてのご質問にお答えします。まず1点目の津波対策についてでございますが、10月のNHKの報道で、南海トラフ地震が発生した場合、広島県沿岸でも約2メートルの津波が来襲する恐れがあるとのことでございますが、この南海トラフ地震に

については、来年度国において、学識経験者と関係府県からなる検討委員会が設置される予定であり、その中で地域ごとの具体的な津波の規模等が示されると思われます。こういう状況の中で、現在進めている地域防災計画の見直しでは、避難を中心とした津波対策を盛り込んだ計画にしたいと考えております。

次に、2点目の防火対策についてでございますが、現在の消火栓は一般住民の方が使用することは、水圧等の理由で危険であり、消火器具操作も相当の訓練と知識、技術の熟練が必要であります。本町では、訓練を積んだ消防機関だけが使用するというので、消火栓ボックスは増設せず、既存のものも老朽化したものは撤去する方針で進めております。このことについて、ご提案の小口径で水圧の低い消火栓というのは、アングル弁型の立ち上げ式の消火栓のことであると思いますが、この消火栓では消防機関の装備に整合しないこと、及び水圧の低下等により、消防機関による消火活動が困難になる恐れがあります。以上のことから、立ち上げ式の消火栓の導入も難しいと思いますので、今のところ消火栓ボックスの再設置等は考えておりません。

2点目につきましては、教育委員会から答弁いたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（河野）教育委員長。

○教育委員長（濱井）学校は甘やかし教育になってはいないかというご質問について、私の方からご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、運動会での生徒の様子にも見られますように、基本的な生活習慣の不十分な状況がございます。私もご同席いたしまして、気付いていないのかというご質問がございましたが、気付いております。ご指摘の集団行動につきましては、文部省の指導資料に従い指導をしておりますが、現代の中学生は、彼らの生活を取り巻く家庭、学校及び地域社会の影響からくるいろいろな問題を抱えております。厳しく指導することはご指摘のような成果も期待できますが、また一方で、不登校生徒や問題行動に走る生徒を生み出すなど、心理的マイナス要因として働くこともあることを、心理学者や臨床心理士も指摘しており、一律に厳しく指導することが困難な状況もございます。教育委員会といたしましては、ご指摘の趣旨を十分に踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって温かさの中にも厳しさのある指導を行い、基本的な生活習慣及び自立心や他者への思いやりなどをはぐくむべく、指導してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）再質問をいたします。町長の答弁の中で、国においてそういうことを、近い将来、来年度ですか、防災計画等を考えるので、それまで待ちたいというふうなお考えを述べられたように思いますが、国とか県の、前議会でもありましたけどね、県の言うことばかり聞くのかというような意見がありましたけどね、国とか県の計画は、それは大きな網をかぶせる計画でございます。第一線にあるこの町村が、細かい計画を立てることは十分にできるわけでありまして、これだけの情報があれば。さっき町長が2メートルとおっしゃってですが、2メートル50というように発表しておるはずですね。したがって、私はこのようなことを考えておりますので、ご検討いただきたいと思いません。

2メートル50の高さの津波が押し寄せてきた場合に、海田町内のどの範囲にその被害を及ぼすかということ、まず掌握していただきたいと思えます。私ならします。プロットを、標高がわかっているはずだから、町には、押さえてプロットすれば、どの地域が被害がこうむるかとすぐわかる。その場合に、1メートル以下ぐらいはいいだろうということも考えてもいいから、1メートルぐらいの水深のところはどのぐらいになるかということ、私なら把握します。そうして、その地域に何千人の、恐らく数千人、1万人近い以上の方が避難しなきゃならんと思うんです。その避難対象数を把握いたします。そしてそれぞれに、今町が示しておる体育館などを避難場所に示したんでは、全然間に合わないわけですね。西海田の中学とか小学校じゃったら、あれより2メートルぐらい、天井まで津波が来ますからね、だから間に合わない、ああいう避難場所では、町が指定しておる。津波の場合は高台であるというふうを考えます。

したがって、私はこのように考えます。瀬野川の右岸、すなわち日ノ浦山の山系はそれぞれ山ろくに避難すればいいので、比較的距離が近くて容易であると、山へ逃げればいいんですからね、そういうふうを考えますが、もう一方、南海田小学校あたりは小学校の高台に逃げれば、校舎あるいはグラウンドを利用すれば十分に避難できます。ただし、町の中心部である町長宅付近とか、私が住んでおる付近の臨海部においてはそうはいきません。非常に避難距離が長くなる、どこにしても。近いところは皆断崖ですからね、広島市に近いところは矢野の付近がありますけれども。だから、結構今、南海田小学校付近まで行かないと避難場所がないんじゃないかと。そういうことを考えますと、平素から地域ごと、あるいは自治会ごとに避難場所を指定をして、しかも避難通路を指定して、その通路には車は通さない、歩行者だけ通すというふうなことを決めておくの

が危機管理だろうと思うんです。そんなことはすぐできる。私にやらせれば、一日もかかれればやりますよ。それを、今国が決めてからやりますとか、県が決めてからやりますと言っておったんでは、町民の大事な命を守ることはできません。津波はまず避難することです。避難からは、一般の防災計画で十分間に合います。だから避難するためにどうするかということ、しっかり決めておくことが危機管理ではないかというふうに思います。

それから、情報収集、避難勧告、避難完了までに、2時間半後に攻めてくると、2時間半あるというふうに見るわけにはいきません。それに時間を費やす、予備を見る、約1時間だろうと思います。1時間の間に数千人の人を避難させるというような計画を考えとかないかん。

それから、地域防災計画ですね、私どもがいただいております、この災害対策編の27ページに、津波については1項だけ載っておるんですね。残念ながらほかのことは具体的に示していない。それはどういうことかということ、気象情報通達官署から情報を得て町民に知らせるといふことと、もう1点は監視員を高台に上げるということであります。その高台について、私は検討してみたんです。海田町の場合、宇品の方向から津波が来る場合に高台はどこがいいかと、今決めておかなければ、あす来るかもわからんのに今決めておかなければ、高台とはどこなんかとって、私が質問してもよう答えんと思えますんで質問はしませんが、やっぱり検討はしとかないかん。私はあそこに洋向台というのがあるから、昨日行って見たんです。前から考えておっていいだろうと。洋向台の団地を売り出しております、あたりでは。あそこなら見えるだろうと行って見たら、一切見えない。それなら黄金山かというふうに考えましたけれど、黄金山はそういう状況では、海田町だけ来るわけではないんでね、あの周辺の広島市の住民が避難をいたします。したがって、どこにすればいいのかと十分に検討していただきたい。私の今頭に浮かんだ案は、新海田大橋から宇品の方に抜ける橋梁の上に行けば、高いところに、その橋が倒れない限り、いい場所を見つければ、宇品の方から押し寄せてくる波は掌握できるだろうというふうに思います。笑い事じゃないんだ。そういうことまで、やっぱりちゃんとやっておかねばだめだということを強く申し上げるわけです。

それから、次の防火対策につきましては、町長はこれについては、口径が大きくて水圧が高いから、一般住民では危ないので、相当訓練をしなければだめなのでやらないと、今までどおりあるものを古くなったら撤去していく方針を貫くんだというような答弁が

ございましたが、私もいろいろ調べてみたんです。消防署に聞いたりね、それからこの小口径を前に使っておったのが坂町につかっておったということで、坂町の町役場の担当課長に聞きましたら、小口径は今ないと、ただし一般の消火栓を使っておるけれども、年に1回の訓練を徹底してやっておると、消防団のOBもおると、訓練をやれば十分にできるということを言っております。それを徹底されればいいのではないかなというふうに考えます。

この間、西海田小学校で地域の防災訓練がありましたけれども、それを見学させていただきましたが、その際も、家庭用の消火器で油火災を消すことをやっておられたんですが、そういう訓練にあわせて地域ごと、今消火栓の使用法を訓練しておいたら、十分に間に合うんじゃないかと。それから聞くところによりますと、あれをいっぱい100%緩めると水圧は強いけれども、半分ぐらい緩めたら、そんなに水圧は強くないということも考えられるだろうということを聞いております。だから、そういうことを実際にやってみてお答えいただきたいと思うんです。検討するならまだいいんですがね、もうやらないというふうなことで、同時多発の火災が起きた場合にどうして防ぐのか、消防団では対処できないことがあるが、そういうときに備えるのが危機管理だというように私は申し上げておるんですが、そこらのところをひとつ再検討していただきたいと思いません。

したがって、今のところで要約しておきますよ。避難地域の把握とか通路の選定とかね、そういうものについて、あるいは高台の選定とか、また消火栓は今後どういうように考えるのか、この5点をまずご答弁をお願いいたします。

次に、中学校の教育の厳しさについて、再度質問をいたします。これ、いいことを書いた本を二、三日前に本屋で立ち読みをして調べてきました。感心をしたんですがね、かつて浅間山荘の警察の総指揮をとられた佐々淳行さん、ジュンコウさんという私どもは呼んでおりますけれども、本当は佐々淳行(アツユキ)氏ですね、これが仕事の危機管理の法ということについて、今年になって本をお書きになって出しておられます。その中に、組織には敵がいないと崩壊するんだという一言が、非常に私は気に入りました。

これはどういうことかという、組織に敵になるものがないと緊張感を失ってしまって、その組織はだめになるということでもあります。いろいろ具体的な例を挙げておられますがね、町役場もやはり敵になるものが、いい意味ですよ、町長、執行部のいい意味で敵になるものがなければ緊張感を失うんだというように、私は強いそういう信念を

持って議員活動をいたしております。議員はそういう使命を持っておると思うんです。町長の不備な点を指摘し批判し、それを正していただくようにするのが議員の使命であります。そして執行部はそのことに対して、それを実行するのが使命であると思います。

先般もある幹部の方にお会いしたら、それじゃ住吉さん、やってみるかというふうなことをおっしゃっております。これは明らかに考え方の間違いであります。ですから、我々はそうやって不備を正していくのが我々の使命であります。不信感を持っておるんではないかという話もありましたけれど、不信感を持つこともまた重要であります。今日の全員協議会であったとおり、不信感を持つようなことが起きておるから不信感を持つんです。同時にそれに対して、いい意味の敵となって、徹底してそれを追及することも必要だと思えます。その意味におきまして、今から中学校の教育問題について、一言述べさせていただきます。

秋の体育祭の例を二、三指摘いたします。そして私の考えを申し上げます。まず入場行進ですね、クラスごとに入場してまいりましたけれども、女性が先頭で歩いておる。女性の先頭が悪いというわけじゃない、その後が続いておる男子の歩き方になっていない。下をうつむいて、背中をすぼめてだらだらだらだら、女子は張り切って堂々と歩いている。これを見て、がっかりしまして、教育委員長に申し上げたとおりです。そして教育委員長は、これは一般社会の状況を反映していますよというようなことを言っておられたが、そういうことを許してはいかんとおもうんですね。

そしてもう1つは、女子800メートル競走の、クラスごとの選手が出て走る競走ですね、先頭の方は一生懸命走っておる、後ろの3分の1の生徒はくちゃくちゃくちゃくちゃしゃべりながら走っておる。最後には1周以上遅れておりました。それを見ておる教師が一人も指導していない。校長が前を通るときに「頑張れよ」と言って2回ぐらい声をかけただけであります。こういう指導でいいのかどうか。

それから、取り上げれば切りがありませんけどね、組立て体操についてですが、隊形をとれと言ったら最初の二、三步は走ったけれど、あとはだらだらだら歩いていて、ぐずぐずぐずぐずしておる。組立て体操そのものも、2段ほどやったらばたばた落ちる人がおる。最後の4段目なんかは、完全な姿勢をとった組は一つもない。足を曲げ、背中を曲げ、腰を曲げ、本当は両手をびしゃっと伸ばして、上でぴっと伸ばしてやるところが、本当のこの組み立て体操のいいところだろうと思う。それが全然できないうちに解体をしておる。それらを見ましてね、体育祭というものの目的を生徒にしっかり教

えていない。厳しさを教えられないんだというふうな趣旨の答弁をされましたがね、教育委員長、目的をしっかりと生徒に教えればできるんです。これはこの間テレビでやっていましたよ、小学校の学科の教育でね、不十分だということで目的をしっかりと教えたら、生徒がうんとできるようになった、成績もうんと上がった。その意味において、体育祭というものは自分たちの競技だけではないんだと、来賓、地域の方、保護者、皆さんに見てもらおうところにも、そういう意味も含んでおるんだ、だからしっかりいいところを見てもらおうというふうな教育をなされておるのかどうか。

それから、入場行進も同じですね。800メートル走については、もってのほかであります。こんな教育をしておるのかという、実に残念に思います。そこらのところは教員の指導法が悪いのか、指導能力がないのか、指導能力のない者は、今教育委員会というか、やめさせいと、やめさせてもいいようになってるはずですよ。文部科学省あたりでそういう方針を示しておるわけです。そこらをよく教育委員会は指導しなきゃいかんと思う。

それから、また組立て体操に戻りますけれどもね、これは本当に見せる意味の種目なんですよ、見ていただくための。だから、だらだらだらだらしとったんじゃ、本当に嫌気が差す、それをまだ拍手しとったけどね、皆さん。拍手するんが本当に、お世辞かもわからんが、こんなものをよく見てもらうなというふうに私は感じております。そこらをどうするのかということでもあります。

それから卒業式について、今言っておかなければ間に合わないの、毎回卒業式が終わった後、議会で取り上げておりますが、今回は、次の議会までにもう卒業式があるかもわかりませんからね、今取り上げておきます。まず、これも目的をしっかりと教育していない。これは校長以下教師も、卒業式の目的を理解できていないというふうに思います。卒業式に、今年の3月は2時間15分かけております。寒い中でね、来賓を呼んで。それで卒業生入場というものがあるのが、気に食わない。卒業生退場はいいですよ、見送るのに。新入生入場ならわかるんですよ、卒業生入場とって拍手をさせて、また退場でも拍手をさせる。退場だけでやるのが常識ではないですか。しかも、入場がまた気に食わない。最初の二、三名は3歩間隔ぐらいで入ってくるけれども、半分以下、あるいは3分の1ぐらいから後ですね、後の3分の2は15歩も20歩も間隔をとって入ってくる。3年間中学において教育して、これはどういうことなのかと。小学校ではびしゃつとできるんですよ。中学におったらそういうものが全然できなくなる。それはどういう

ことなのか。3歩間隔で入場しなさいと言ったら、中学に3年間もおってね、それができないのかと、そんな教育をしてきていないのかというふうに常に疑問を感じております。

それで先ほども申しましたようにね、教育委員会のだれかが、これに毎回卒業式も立会しておられるわけですから、3年前にも申しましたよ、あんまり長くかかるのなら、2部は休憩して来賓を出せと言ったら、そのとき初めてやったんですが、おととしぐらいからまた長々長々やっております。だから卒業証書の授与も短縮できる、小学校を見習ってほしい、隣の西海田小学校を見習ってほしいと思います。

以上のようなことですがね、要約します。なぜ小学校でできることが中学で3年間おってできなくなるのか、それは中学の教師、校長以下、その指導に問題があるのかなのか、能力があるのかなのか、これを教育委員会としてどのように判断されるか、お答え願いたい。

それから、目的を徹底して教えることの意味についてどう思うのか。その点について、これは悪いとは言われんと思うんですがね、今後どのようにそれを徹底し指導していくのかということ。それから卒業式については私が申したとおりですが、もう一つつけ加えておきますとね、二部は過去の3年間のいろんなやってきた行事をビューグラフで、映像でもって皆さんに見せておるわけです。それがぼけてしまった映像でね、我々来賓には意味がないんです。嫌気が差す。はっきりした映像ならまだいいが、我々には本当に懐かしみも余り、ああやったのかというぐらいしかないんだから、こんな懐かしかったり楽しもうと思うのなら、前日リハーサルの際にそれを生徒に見せて、しっかり懐かしみ楽しんでいただければいいと。来賓に見せるようなものではない。画像そのものがだめだ。目的からしてそうだとということで、卒業式の目的、そういう第2部の目的というものはっきり把握してやっていただきたい、入場行進も同じですね。

以上三、四点申し上げたから、そこらをも具体的にご説明いただき答弁をいただきたいと思っております。以上。

○議長（河野）地域振興課長。簡潔に答弁をお願いします。

○地域振興課長（植野）再質についてお答えいたします。まず初めに、避難地域の把握につきましては、現在2メートル50の津波が来た場合を想定いたしまして、呉線より海岸部から呉線について避難する計画で、この場合、大阪管区气象台から発表された津波予報に基づいて避難勧告を行います。その場合、この区域の住民につきましては約1,900

世帯、4,500人の住人を想定しております。しかしながら、先ほど議員の指摘されました呉線よりも内陸部については、まだ把握しておりませんので、この場合は調査をしたいと思います。それと避難経路につきましても、もう一度研究をしてみたいと思います。それと津波監視のための高台の件でございますが、これについても早急に調査をしたいと思っております。

次に、消火栓のことでございますが、これにつきましては、同時多発の火災が発生した場合、水道管の破損が考えられまして、その場合、消火栓が機能しない場合が考えられます。これにつきましても、現在の格納箱撤去の方針が適正かどうか、また新たにほかに何かよい方法があるかもわからないので、研究をしたいと思います。以上でございます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）中学校教育について、かなり厳しいご指摘をいただきました。体育祭にかかわりますご指摘の、ぴりっとならないと、こういう問題につきましては、委員長の方からも直接お話を伺っておりますし、そのことを受けて、校長会で私が指導した中にもちょっと触れています。確かに私どもが見ましても、指先が伸びていないとか、あるいは姿勢が悪いとか、あるいは集団行動として十分でないというところがあるということについては、重々指摘をいたしました。指導いたしております。

ただ一つ言えますことは、小学校でできて中学校でできないのはなぜかと、これは平素の日常行動としてそれが身につけていないという部分もございまして、あわせて非常に夏休みが明けて早い時期にこの会が持たれるということで、小学校の期間に、相当の練習をやりながら運動会を迎えるというのと比べますと、中学校の場合はそういう面で状況が非常に悪うございます。こういう点が一つございまして、それを受けてもなお問題があるということなんです。実は校長会で指導いたしました中に、私はこういうことを触れながら校長を指導いたしました。これは住吉議員のおっしゃることともつながると思うんですが、実は今の子どもたちは、いわゆる家庭でも社会でもあるいは学校でも、ややよその部分をかかり表に出すような方向があるんだけれども、そういう中でいわば厳しさといいたしめようかね、そういう面の体験がないので、そういうことも加味しながら、子どもたちにいろんな体験をさせていかなくちゃいけないんだと、これは学者が言っておるわけでございますが、その中の例えばですね、豊かさばかりの追求じゃなくて、貧しさ、不便さの体験も子どもたちにさせなければいけない。あるいは温かい保

護ばかりではなくて、汗を流し泥にまみれる試練の体験も要るんだと。あるいは成功することだけじゃなくて、あの失敗したつらさといひましようかね、失敗したというそのつらさ、あるいは自分が十分でなかったという部分を、自分が身をもって知るといふ体験も要ると、さらには受身でなくて、挑戦をする心を育てるといふようなことも必要になってくると。これは学者が、現代の社会の中で失われてきておる子どもたちの厳しさといひましようかね、試練といひましようか、そういう部分の体験がないといふことから、いろんな生活体験をしていく中にそういうことも加味しながら、子どもたちに指導していく必要があるといふようなことを言っておられますが、そういうふうなことも含めながら、今の体育祭の問題についても、校長会でお話をしたところでございます。

したがって、学校の方も指摘をされればなるほどといふような思いで、確かに思っておられる校長さん方も大勢おられます。これが先生方の指導力がないのか、あるいはやる気がないのかといふ視点をお尋ねになりましたけれども、体育祭のありようにつきましては、かなり今は生徒あたりの手にゆだねる部分もございませう。自分たちの手で体育祭をつくり上げていこうといふ、そういう部分でやや先生が下がっておる部分もございませうので、そういう指摘がされる部分もあろうかと思ひませう。ここら辺については、さらに学校の先生が、部分的には強く表に出てやるべきことはやっていく必要があると、そういう意味で先ほどの試練といふ部分を触れてお話をしたわけでございます。

それから、卒業式のことにも触れてお話になりましたが、いわゆる卒業式といふのは儀式的行事でございますが、この儀式的行事の中に盛り込む要素としましては、いわゆる一番大きな要素は、卒業証書を授与するといふことでございます。あと、授与する一番中心になる儀式を取り巻く全体的な構成をどうするかといふことについては、あくまでも学校経営の中で、学校判断で実施をするわけでございます。したがって、そのありようについては、学校の中で、生徒の思い出を生徒に体感させるといふような盛り込み方をしていこうといふ考え方もありましようし、あるいはご指摘のそれこそ初めからしまいまできちとした形でもって、気をつけしたままで始め、終わるといふようなやり方もございませう。要するに、生徒にとって最も感動的な卒業式をつくってやりたいといふのが、学校の考え方に入っておるものですから、いろんな要素も盛り込まれてくることになろうかと思ひませう。

ただ、時間的に非常に長くなるのを短縮するといふことにつきましては、いろいろご指摘のありましたときから、そういうやり方も取り入れまし、また、どうもそこで

全体が分断される、大きく分断されるというので、雰囲気が悪くなるということから、来賓席の方で、この間にご退場くださっても結構でございますという退場をしていただくタイミングの時間については、学校の方からお知らせをしておるのではないかと思います、そういう配慮はしておるところでございます。

それから、時間が長くなるということと関連して、いわゆる間隔があき過ぎるとか、あるいは歩く態度が十分でないとかというようなこともございますが、ここらについては、もう少し時間をとりながら、学校としても指導していくような配慮をさせていきたいと思っております。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）再々質問をいたします。今課長の答弁の中で、やりたいと思っております、危機管理というものは思っておったんじゃないんだ。こういうようにやりますというふうな答弁を期待いたしておったんですがね、こういうようにやりたいと思いませんというような生半可なことで、危機管理はできないんだというふうに感じ取っていただきたい。

それから次に、もう一つ確認したいことがあります。町長は6月議会で、来年の3月までには、防災計画の震災対策編の見直しを完成するというふうにお答えになっておるんですが、その見直しが果たして3月にできるのかなと、私が情報を入れておりますところによるとね、今はまだぐずぐずしておられるようなことでは、3月にできないんじゃないかなというふうに危惧いたしておりますが、これは実際に3月末までに完成するかどうかということをお答えいただきたい。

それから教育問題については、いろいろ問題があって難しいのは十分わかります。しかしながら、本当に厳しさの教育を忘れてしまっておるということは、ご認識いただいております。だから、いろんな犯罪が起こっておるんじゃないですか、中学生によるひったくりとかね。特に私の地域でも、今自転車を分解して8台投げておりますよ、ひまわりプラザの横のどぶに。中学生だという、皆さんが見て、夜やるんですよ、とおっしゃるんですが、私は必ずしも中学生ではないんじゃないかなというふうに感じておりますけれども、そこらは確認しなげきゃいけない。ただし、家の前に集まってやっておるのは、ビデオを撮っている方があります。そういうこともあります。

それから夏休みの間に、私のところの南堀川公園です、自治会の倉庫のかぎをぶち壊してあけておると。幸いとるべきものがないから、子どもたちに、あんまり被害は

こうむっておりますが、そのかぎをつくるために五、六千円かけたというようなことがあります。

もう一つ重要な問題は、あの公園の真ん中に夜間照明があります。これは11時ぐらいになっておると思うんですね、消灯が。そのタイムボックスのかぎをこじあけて、壊して、時間を延長して1時か2時までつけて遊んでおる。これも近所の人が中学生だと言っておりますのでね、そういうことも頻繁に起きておるから、だから私は申し上げるんです。難しいから、体育祭においては生徒にゆだねておるんだと言って放置しておったんでは、教師は何のためにおられるということがあります。だから、もう少し生徒にゆだねるならゆだねてもいいですが、真剣に教師も取り組んで指導していただきたい、指導すべきところはしっかり指導していただきたいということが一つ。もう一つは、教えなければならんことは教えないといかんということですね。

それから卒業式についても、それは生徒に意義ある卒業式をしてやりたいのはわかりますけれども、今2部の問題は、見せるならちゃんとしたものを見せなさい、ちゃんとした説明をきなさい、生徒がしておるんですよ、だれでもわかりやすいような説明をすべきであるということがあります。これについては、先ほど申しましたように、リハーサルの時間にやってもいいんじゃないかということですよ。

もう一つは、体育祭で小学校も中学校もこれは同様ですがね、文部省等で指導要領の中で示しておるのかどうか疑問を感じるんですが、前にも話したことがありますよ、前の議会で。気をつけの姿勢が、一般的に私らの常識では、かかとをつけてつま先を60度を開くのが常識で、これが気をつけの姿勢でも安定しておると思うんですが、つま先もかかとも開いて平行にこぶし一つぐらいあけてね、足を平行に開いておるんですよ。あれは文部省等で指導要領で示していないのかどうか。休めという姿勢があるのかないのか、休めがあるのなら休めをさせて長時間話をすればいいのを、あんな姿勢で気をつけをしておるから、だらだらだらだらするんじゃないかということがあります。

それから、中学には体育を専門に教える教師がおられるのかどうかということですね。そこらのところがどうもはっきりせんから、私もよう質問しなかったんですがね、体育専門の教師がおられるなら体育をしっかりと、もう少し教育していかないといかんということでもあります。以上4点ぐらい申しました。お願いいたします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）先ほどの件についてご答弁いたします。調査をするという言葉で

答弁を行いました、行います。

それと防災計画につきましては、現在見直し作業に入っておりまして、最大限の努力をしておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

(「ちょっと、もう1回」の声あり)

どの点、初めの件ですか。防災計画の見直しにつきましては、現在最大限の努力をして作業に入っておりますので、よろしくご了解いただきたいと思ひます。

○議長(河野)教育長。

○教育長(李木)再質問にお答えいたします。まず、生徒指導を含め、教えるべきところはきちっと指導しろということですが、確かにおっしゃるとおりでございます。

先生方も、とりわけ今日の生徒指導上の課題というのは、本町だけの中学校の問題ではございません。高等学校と連携をした校外連(海田地区校外教育連盟)というのもございまして、そういう中で直接間接にそういう生徒たちに対応し、厳しく指導する部分も当然でございます。ただ、委員長の最初の答弁の中でもございましたように、厳しさ一辺倒でという問題については、いろいろ学者のあたりからも、必ずしもプラス要因ばかりではないというような指摘もございまして、我々としても、そこらあたりの考え方も加味しながらの指導をしておるところでございます。

2点目、卒業式等で見せるものは、きちっとしたものを見せろ、確かにはっきりしないものも何がしかございましたが、ただ、あの状況を見ておりまして、卒業していく子どもたちの中に、男の子も含めて、涙を流しながら感激をしておるといいまいしょうか、そういう状況も見られる。また、在校生の中にも卒業生を送るのに涙を流しながら送っていくと、これはいわゆる感激の涙だというふうに解釈しておりますが、そういう状況もありますことから、現状が必ずしも否定されるすべてのものではない、よさも大いにあります。そのよさを生かしながら、改善すべきところは改善していきたいと、こういうふうに考えます。

それから、今の気をつけの姿勢等々を含めて、これは指導要領に載っておるわけじゃございません。これは文部省の指導資料というのがございまして、その中にいわゆる集団行動の手引きというのがございます。この中に、参考の資料として、気をつけの際には今おっしゃったようなかかをつけて、角度はこの程度というような表現だろうと思ひますが、あるいは休めの姿勢も入っております。当然そこらあたりは参考資料がございまして、資料を生かしながら指導をしていくべきものであるというふうに考

えております。

それから中学校はともに、両中学校とも、体育の専科、体育の教員はおります。中学校は、一応基本的には教科担任制でございますから、一応おります。ただ体育の場合は、ご存じのようにいろいろ陸上が専門であるとか、あるいは器械体操が専門であるとか、球技が専門であるとかという資格を取りますときに専門がございますから、いわゆるすべてが得手であるかどうかという問題については、多少疑問がございますが、体育専科の教員はおります。今後ともそういう者を中心としながら指導に努めてまいりたいと思っております。

○議長（河野）この際、暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。1番岡田君。

○1番（岡田）1番議員岡田です。よろしくお願いいたします。4点を質問させていただきます。

まず、乳幼児の医療費制度の拡充についてお伺いします。急速に進展する少子化の中、子どもたちを安心して産み育てる環境づくりは、自治体の重要な仕事だと考えます。特に最近環境が悪化し、子どもたちのアトピーやぜんそくなども増えています。乳幼児の医療費軽減は、安心して子どもを産み育てる上で適切な施策です。乳幼児医療費の就学前までの適用が、今や全国、そしてこの広島県の自治体でも大きな流れになっています。

まず1点目に、県の制度に上乘せして、町として就学前における乳幼児医療費の無料化をしてはどうかをお尋ねをいたします。2番目に、就学前までの医療費を無料化する場合、町としての負担はどの程度になるのか、試算をしてください。

2つ目に、国民健康保険税の申請減免と介護保険料の減免についてお尋ねをいたします。企業の業績低下により失業者が増大し、国保加入者もそれに伴い増えていると思います。

1番目に、海田町における国民健康保険の加入者数の推移を、ここ二、三年の範囲で示してください。2番目に、健康保険税の滞納している者は、公的な金融機関からの借

り入れができない等、日常のペナルティーとなっています。現実に滞納している人は何人ぐらいいますか、お答えください。3番目に、前回の9月議会の答弁で、いろいろ説明をいただきましたが、現実の問題として、国保税の納税が困難な世帯の実態調査をしていただきたいと思います。また、広島県の市町村で、申請減免を実施しているところを調べて報告してください。4番目に、国民健康保険証がなくて病院へも行けない人たちが、今後増えてくると思います。そうした人たちを生み出さないためにも、町としてどのように対処するつもりか、お聞かせください。5番目に、健康保険税の申請による申請減免の制度をぜひつくらなければならないと考えますが、町長としてどのようにお考えなのか、お聞きいたします。6番目に、10月から実施された介護保険の徴収は、特にお年寄りには大きな負担となっています。介護保険料の減免も検討してはどうか、お尋ねいたします。

大きな3番目のとして、景気対策についての起業家支援についてお尋ねします。海田町に居住し、海田町で営業活動を新たに開始しようとする個人に対し、無利子もしくは低利で開業資金の融資制度を創設すべきだと考えます。町長にお尋ねします。町独自の起業家支援策というような計画はお考えではないでしょうか、お尋ねいたします。

4番目に、失業対策をお尋ねいたします。働く意欲があっても仕事のない人たちが増えています。こういう人たちに労働する場所を提供し、仕事をしてもらうことを町としては考えておられないのか、お尋ねします。以上4点をお尋ねいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）岡田議員のご質問に答弁をいたします。初めに、乳幼児医療制度の拡充についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の就学前までの乳幼児医療費の無料化についてでございますが、ご存じのとおり乳幼児医療費助成制度は、県の制度に基づき、2分の1補助を受け、本町も2歳児までの入院・通院と3歳児の入院について、助成制度を設けているところでございます。福祉医療制度につきましては、県の全体的方針に基づき、各市町村がその制度に準じ助成制度を設けており、本町もこの考え方を基本に、順次制度の拡充を図っております。今後もその方針に沿って対応すべきだと考えているところで、町単独での拡充は考えておりません。

2点目の就学前まで町単独で拡充した場合の試算でございますが、現行制度での来年度予算としましては、3,260万円が町費投入額になると見込んでおります。これを就学

前までに拡大した場合には、さらに4,500万円の町単独費用が必要と見込まれます。

続きまして、国民健康保険税と介護保険料の減免についてのご質問にお答えします。被保険者の推移につきましては、5年前の平成8年度末日と平成13年10月末日現在と比較してみますと、6,656人から8,540人と、1,884人の増となり、景気の低迷に伴い、毎年約400名の増加となっております。現在の滞納者数につきましては、平成13年度の現年度分で申し上げますと、既に納期が到来しております10月末日納期の第4期分で、督促状を発送しました世帯は857件となっております。また、お見込みのとおり、今後は低迷する経済状況の中で、滞納者が増えるものと予想され、国保運営は大変厳しいものとなり、引き続き経費の削減と税収の確保を柱とした健全経営を行い、被保険者間の公平性が維持できるよう努力をいたします。滞納世帯の実態調査につきましては、文書と電話による納付催告、夜間・休日の納税相談や戸別訪問など、機会あるごとに滞納となっている方との面談等を行い、現状について調査と把握に努めております。

また、県内市町村での申請減免でございますが、県内86市町村のうち、本町を含む74市町村が減免規定を設けております。資格証明書を交付されている方につきましては、本町といたしましては義務化に基づきまして、夜間・休日等の納付相談や臨戸訪問等で、実態調査や厳正なる審査を行いながら交付いたしております。当然のことながら、昨今の経済状況等を勘案しながらの対応でございます。

ご承知のとおり、国保財政における保険税の確保は重要な課題であり、同時に被保険者間の負担の公平と収納率の確保に向け、慎重な対応を図るものでございます。したがって、滞納になれば機械的に資格証明書を交付するということではございません。今後も納税相談、臨戸訪問など、粘り強い対応を図りながら、納税の困難な被保険者につきましては柔軟に対応してまいります。

申請減免制度につきましては、先ほども申し上げましたとおり、本町では制度的には既に完備しております。ただ、減免を認めるか否かについては、申請者の世帯の所得などを総合的に判断をし、客観的に見ても納税困難という結論に達すれば、当然、制度は適用されるものでございます。今後も制度の周知に努めながら、真に納税が困難な被保険者につきましては、適切な対応が図られるよう心がけるものでございます。

介護保険料の減免の検討につきましては、本町では、収入が著しく減少し、生活に困っておられる高齢者には、保険料の減免措置を行っておりますが、新たな制度として広島県内の一部の自治体が、低所得者に対する介護保険料の減免実施に踏み切っており、

本町でも検討を行ってきたところでございます。

本町は本年度においても、介護サービスの利用に係る保険給付費が増加しており、この傾向が続きますと、保険給付費の財源となる保険料が不足するという状況が予想されております。低所得者に対する新たな減免制度の導入につきましては、厳しい財政状況のもとでの給付と負担のあり方を勘案し、県下市町村の動向を見ながら検討を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、景気対策としての起業家支援についてでございますが、開業資金の融資制度を創設したらどうかのご質問にお答えします。個人が開業する際の資金融資につきましては、県の制度として創業支援資金融資制度があり、この制度を活用していただければと考えております。また、商工会に相談の窓口がありますので、先に述べた制度のほか、各種の融資制度を紹介していただけるものと考えています。

続きまして、失業対策についてのご質問にお答えします。失業対策につきましては、国を挙げての最重要課題であります。現在海田町においては、特別な失業対策としての雇用就業機会の提供はしておりませんが、今後は臨時職員や嘱託員で対応できる業務があれば広く募集を行い、雇用機会の提供に努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）乳幼児の医療費の助成についてですけれども、先般、廿日市市が独自のあいうふうな制度をつくったわけですけれども、広島県でもかなりの小さい自治体も含めて、自治体でもかなりの就学前までとか、小学校入学前までとか、あるいは場合によっては中学校というふうなのがあるんですけれども、今例えばぜんそくとかアトピー、こういうふうなのに1回かかると、かなりの金額が要るんですよ。特に海田町は2号線が通っているというふうなので、非常に大気汚染というんですかね、それが以前は西日本一とか何とかと言われたんですけれども、最近は少しは1番目が2番目になったんかなというぐらい、少しは改善されておると思うんですけれども、実際にあそこの例えば大正町の付近を通ると、そうしたら急に何かこうちょっと体のせきが出てくるとか、そういうふうな人がおられんですよ、実際に。そういうふうなのを地域的というんですか、そういうふうなのもあって、ぜんそくやなんか、かなり多いと思うんですよ。それでそういうふうな人たちというのか、子どもたちの家計の負担というのは、医療費の負担というのは、かなり大きいと思うんですよ。これに対して、やはり自治体

の健康を守るというふうな本分からいったら、助成制度というのは考えるべきだと思うんですね。それで金額的にも、物すごくべらぼうな何億というふうなお金が、今聞いたらかかるわけではないと思うんですけれども、もう一度お考えをお伺いしたいと思います。

それと健康保険の減免なんですけど、申請減免なんですけれども、海田町は法定減免じゃなくて申請減免という制度はあるんですか。今あるというふうに答弁されたんですけれども、法定減免じゃなくて申請減免の方なんですけれども。

それと介護保険の減免制度なんですけれども、これも府中町やなんか今年9月から実施しておるんですけれども、府中町とこの海田町というのは、そんなに極端にそういう面で違わないと思うんですよね。それでやはり海田町独自というのか、そういうふうなものをつくるべきだと。実際に介護保険が高くなって、困っておられるという方はかなりおられるんですよね。やはりそういうふうな人たちの軽減というのか、も必要だと思うんです。

それと起業家支援としての融資なんですけれども、県の制度はあると言われたんですけれども、県ではなくて町の制度ですよね。そういうふうなのをつくったら、今例えば不況でリストラに遭ったというふうな人たちが、何かしなくてはいけないといっても、再雇用というのか就職するというのが、かなり実際問題できないんですよね。そういうふうなときに海田町が何かする場合、独自の制度があるぞというふうなことになったら、これが例えば軌道に乗ったら、町の税収もアップになると思うんですよね。そういう意味で、ただ商工会があるとか県があるとか、それで窓口を紹介するぞというふうなのではなくて、自治体独自で海田町にはこういうふうな融資制度がありますというふうなことをつくったら、これはかなりの、それでは海田町でやってみようかというふうな人も出てくると思うんですけれども。

それと失業対策のことなんですけれども、例えば町が管理されている公園やなんかがあるんですけれども、これがかなり、どういうんですかね、衛生的にもよろしくない。公園の管理を、清掃部門とかああいうふうなところを委託されておると思うんですけれども、やっぱりああいうふうなところにもう少し働きかけて、やはり日常使う、子どもさんが物すごく使われるんですよね、そういうところが物すごく不衛生だと、ごみは散らばっていると、トイレなどもなかなかそう簡単に、あそこのトイレを使おうかというふうな状況じゃないんですよね。そういうふうな管理の面や何かも含めて、こういう

ふうなところに委託というのか、お願いをできないものかというふうに思います。答弁をお願いいたします。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）乳幼児医療の件でございます。県内で確かに廿日市が計画をされているということは、情報は得ております。また県内86市町村のうち、宮島町等そんなに多くはないんですが、若干の拡大を図っておることも承知いたしております。医療制度本来を考えてみますと、大枠はやっぱり国の制度、社会保障制度が基本だと思ひまして、各市町村が単独に引き上げたりという点につきましては、やはり考えるべき点があるんじゃないかというふうに考えております。

また、乳幼児の費用の件で申されましたんですが、ほかに母子家庭医療、それから重度医療、それから老人医療関係がありますが、今の福祉医療だけでも町の持ち出しが1億1,500万円ぐらいになっております。町としましては、あくまでも当初答弁のとおり、県の全体方針に基づいた順次の拡大はあり得ると思ひますが、単独での拡大については考えておりませんので、よろしくをお願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）岡田議員さんの再質問でございます。国保に関する減免申請でございますが、海田町の国民健康保険税条例の第16条において、減免規定を設けております。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）次の介護保険料の減免でございますけれども、現在県内では3市1町が独自減免を実施しております。また、隣の府中町も実施しておるわけですが、実施状況としましては、非常に低調であるというふうにお聞きしております。海田町につきましても、独自の減免をどうかというご質問でございますけれども、現在介護保険条例におきましては、いわゆる収入の激減等があった場合には、申請により減免をするという規定を既に設けております。また、さらなる減免につきましては、先ほど町長からご答弁申し上げましたように、周辺市町村の動向をよくよく勘案しながら、検討を続けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）起業家支援のための町独自の制度ということでご質問いただきましたが、県の制度のほかに広島県産業振興公社の方で小規模企業設備資金、また、国民生活金融公庫の方で新規開業支援特別貸付、女性・中高年企業家貸付等々さまざまな融

資制度がございますので、それを活用していただけたらと思っております。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）失業対策でございますが、先ほど議員、具体的なご質問、例を挙げてご質問いただいております公園管理でございますけれども、現在自治会、子ども会、老人クラブ等をお願いいたしまして委託をしておるところでございます。

○議長（河野）5番多田君。

○5番（多田）5番多田でございます。今日は2点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、学校トイレの改善計画はということで、平成10年の3月に学校トイレの改善について質問をいたしました。その後の取り組みはどうなっていますか。文部科学省が99年度より学校トイレ改修についての補助制度を充実させて以来、これは正式に、学校トイレだけの改修については平成13年度から補助をするということになっております。全国でトイレの改修計画が始まっています。子どもたちにとって、学校は多くの時間を過ごす生活の場です。トイレの快適性は、子どもたちの健康面や生活面に密接にかかわっていると考えます。従来わが国では、トイレは単に用を足せばいいという場所でありました。学校トイレもそのようにつくられてきています。決して快適とは言えません。いわゆる一般的には5Kと言われております。暗い、汚い、臭い、怖い、壊れているというふうに言われているそうです。子どもたちの大切な生活空間の1つとして、親しまれる場所にするべきだと考えますが、今後改善していく考えはあるのかお聞きします。

続いて、学校完全週5日制の実施について。平成14年度から、学校週5日制と新学習指導要領がスタートします。この新年度からの教育について、保護者が不安に思っていることがあります。アンケートでは、9割近くの保護者が不安というふうに言っております。1つは学習時間の削減による学力低下が心配されることです。約3割、授業時間が削減されると言われております。小人数クラスやチームティーチングによる、よりきめ細かい指導が必要になってくると思われまます。小学校1年生につきましては、今年度より県事業で「はばたきプラン」というのがスタートしまして実現しております。他の学年や中学校へも広げていくべきと考えますが、今後の対応をお聞きします。

次に、子どもたちは土日が休みとなっても、保護者が休める方は、まだ半数ぐらいであるという調査結果もあります。このことから、特に小学校低学年児童の安全確保の面で不安があります。留守家庭児童会で何か対応策は考えておられるのか、お聞きします。

次に、子どもたちの休日が増えるということは、地域や家庭で過ごす時間が増えるということです。子どもたちの非行が増加したり、不登校ぎみの子どもが増えたり、社会のルールを身につけにくくなるのではという不安もあります。そういう面からも充実した休日を過ごさせるために、地域、家庭、学校の協力による各種の活動の場が必要になってくると思われませんが、教育委員会として、地域や家庭に対し何を求めていかれるのか、具体的な案があればお聞かせください。また、学校、特に教員のかかわり方について、どのように指導されていくのかお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）多田議員のご質問につきましては、教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）学校トイレの改善について、まずお答えを申し上げます。議員ご指摘のとおり、学校トイレはだれもが毎日使います大切な場所で、排せつの場であると同時に身だしなみを整える場、あるいは気持ちをリフレッシュする場、さらには友達同士のコミュニケーションの場として、トイレが活用されることが理想であるというふうに認識をいたしております。また、学校が地域に開放されたり、災害時には地域住民の避難場所になるなど、身障者、高齢者を含めた幅広い利用者への対応が必要とされるために、本格的なバリアフリー化の概念を取り入れていく必要があるというふうにも考えておりました。これまで各小学校の屋外トイレの新築や、校舎内のトイレの改修を進めてまいりましたところでございます。今後とも、ハード面の意識改革を含めたトイレの整備について、各学校の大規模改造あるいは改築計画に沿って整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、学校5日制に関するご質問でございますが、1点目の学習時間の削減による学力低下への恐れへの対応について、お答えをいたします。議員ご指摘のとおり、児童・生徒に確かな学力を定着させるためには、少人数授業やチームティーチングによる、きめ細かな指導による事業改善が重要となってくると考えております。本年度も海田町すべての小・中学校に、指導法改善のための加配教員を1名ずつ、県からいただいております。チームティーチングによる指導を行ったり、あるいは算数科等において、個に応じたよりきめ細かな授業が、そのために可能になってきております。児童・生徒に学力を保障し、自信とやる気を引き出すなどの効果があらわれておるところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも引き続き、国及び県が実施します教員加配措置事業を積極的に要望しながら、教員が加配されるように努力してまいりたいと思っております。また、学年や教科の特性に応じた少人数授業によるきめ細かな指導や、チームティーチングによる授業改善を一層充実させていくよう指導してまいりたいと思っております。

2点目の留守家庭児童会の対応についてでございますが、現在学校の休業日であります第2、第4の土曜日は、午前9時から午後5時まで開設しております。学校完全週5日制が実施されます平成14年4月からは、毎週の土曜日にこれを拡大いたしまして、同様の時間帯で開設してまいりたいと思っております。

ご質問3点目の、地域や家庭に対して何を望むのかということについてでございます。子どもたちが充実した休日を過ごせるようにするためには、一人一人の興味、関心や多様なニーズに応えられるよう、家庭や地域で豊かな体験ができる場づくりが必要になってくると考えております。そのためには、各地域の家庭や子ども会等が、学校、公民館、図書館等の生涯学習施設との協力体制を深めながら、地域の実態に即した活動を行うとともに、ボランティア活動や自然体験など、さまざまな体験の機会や地域行事への積極的な参加を促していくことが大切になってくると思われます。

次に、充実した休日を過ごさせるために、各種の活動の場を提供することについてでございますが、社会教育施設におきましては、既に第2、第4の土曜日が休業日になった時点で、青少年のための講座を新設するとともに、体験を中心とした事業を実施してきたところでございますが、これからもこれら事業の充実を図ってまいります。また、今年度新たに両公民館、図書館、ひまわりプラザに子ども放送局の受信設備が整ったことで、家庭のテレビでは受信できない子ども番組の活用が可能となりましたので、子ども放送局の有効活用を図りますとともに、親子を対象とした施設の無料開放や、各種のスポーツ教室の開催等、多様な事業を計画しております。さらに、地域での交流事業を実施される際には、必要に応じで指導者やボランティアを紹介、派遣する人材バンク制度について検討を進めているところでございます。

最後に、学校、特に教員のかかわり方についてお答えをいたします。校区での子ども会や自治会等の活動において、指導者としての協力が必要な場合においては、教師も地域の活動にかかわっていく必要があると思われます。基本的には、教師もそれぞれの家庭や地域がございますので、そこでのかかわりが主になるかと思いますが、可能な限

り、校区内の活動参加の要望に応えるよう助言をしまいたいと考えております。以上です。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）確かに、学校トイレの件でございますが、学校だけのトイレではなく、地域のトイレ、要するに避難場所並びに学校開放などで学校に来られた方の地域の方も利用されるという面もございます。そういう意味から、教育長がおっしゃられるようにバリアフリーというのも必要でしょうし、ある学校ではベビーベッドをトイレに備えているというところもございます。そういう面で、小さな子どもを連れてこられても、十分利用できるということもあります。そういう意味の広い意味のまちづくりということで学校トイレをとらえていただきたいなと思いますし、平成13年の3月に、文部科学省が大臣官房文教施設部から小学校施設整備指針というもの出ておまして、その中でも学校トイレを重点的に整備しなさいということが書いてあります。

それとあともう1つは、食事と排せつというのは両面一体となって考えるべきことでありまして、今まで日本だけですか、海外はちょっとわかりませんが、排せつというのは非常に汚いものだというので、家の中では離れにトイレがあるというのが過去の実情でありましょう。そういう流れで、学校トイレも教室をつくって余ったところにトイレをつくったということが非常に多いと聞いております。子どもたちにとっては、学校トイレというのが緊張状態にある中での憩いの場であるべきだと考えます。そこにたばこを吸うところがあるんですけど、大人の人だったら、勤務時間中にちょっとたばこを吸って息抜きをするというのがありますが、子どもたちがたばこを吸っちゃいけないので、たばこは吸わないでしようが、そういう憩いの場としてのトイレ、そういう現状から見ると、今の小学校、中学校のトイレを見ますと、とてもじゃないけど憩いの場とは言いにくいと私は思います。

まず、洗面台等につきましても、ほとんど整備されていないというのが実情ですし、照明も非常に暗い。トイレの花子さんという話がございますが、これはああいうふうに暗い、怖い、5Kというんですか、それをやゆしたもので、そういうトイレの花子さんという怪談が出てきたんじゃないかと思います。非常に西洋式の、西洋式がいいわけじゃないんですけど、今の家庭とか公共施設のような立派なトイレで、トイレの花子さんが出るとはちょっと思えません。そういう面から、トイレだけ、大規模改修、改築のときに整備されるのはもちろんですが、その前に、トイレだけでも先に整備をしていくと

いう考えはおありかどうか。地域によっては予備教室をトイレに改造して、非常に成果があるというところもございます。そういう面から、もう一度ご答弁をいただきたいと思えます。

それと学校週5日制につきましては、確かにおっしゃるように、いろんな社会教育施設でいろんな手を考えておられます。ただ一つ言えますのは、町内団体、いろんな団体がございますが、自治会も含めてですが、そういう団体の中には週5日制のことがちょっとよく理解されていない団体もいらっしゃると思うんです。ただ地域に帰す、帰すといっても、わしら何すりゃええんじゃというところがおありじゃないかと思えます。そういう面から、やっぱり情報を、いろんな情報を積極的に教育委員会の方から流して、何をすりゃいいんかという、そういうサンプルみたいなものも提示されてはどうかと。

もう一つは、地域グループやリーダーの育成を積極的にやっていただいて、活動情報のネットワーク化をしていったらどうかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

もう一つ、教員のかかわり方ですが、確かに家に帰れば子どもの親としていろんな地域の活動に参加されるとは思いますが、独身の先生もいらっしゃるわけですね、独身の先生なんかは、多分地域の活動には参加されないと思います。中学校の場合は、年に1回ぐらいは地域の方で懇談会に出てこられますが、小学校は一応子ども会担当の先生というのは決まっておられますが、まず1回も出てこられません。例えばお祭りですか、いのこ、いろんな子ども会行事がございます。その中に年に1回ぐらいは先生に出ていただいて、一緒に参加して地域の親とのコミュニケーションをとっていただいたり、そういうことも必要ではないかと思えますが、その辺、いかがでございましょうか。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） まず1点目の、トイレについて、大規模改修あるいは改築より先行してできないものであろうかというご質問でございます。基本的に今まで下水道が普及していなかったということの中で、なかなかトイレがイメージアップできなかった状況があったところでございますけれども、こうして下水道が普及してきた中で、今順次まずバリアフリーということの観点で改修を進めているところでございます。このたび教育委員会としまして、各小・中学校の具体的な整備計画をもう一度、今練り直しをいたしまして、近いうちに大規模改造あるいは改築をしていく学校もございます。こうした場合には、先ほどお話がありましたように、広い意味でのまちづくり、開かれた学校づくりを前提とした、そうしたトイレ環境を整備していきたいというふうに考えております。

す。ただ、その改築計画の中で、ずっと遅れる部分の学校もあろうかと思えます。そうした学校につきましては、その状況に応じ、まず先ほど言いましたようなバリアフリーという考え方の中での改修を視点を置いた改修といいますか、そういったことに心がけていきたいというふうに考えております。

それから2点目の、週5日制に伴いまして、地域ではまだまだ理解がされていないところもあるというご指摘でございます。完全学校週5日制の本来の趣旨は、家庭や地域での子どもたちの時間を増やして、様々な活動あるいは体験をする中で、生きる力をはぐくむということが目的でございます。こうした意味合いの中で、現時点でもほとんどの地域では、いろんな意味で、自治会あるいは子ども会が既に実践をしておられるのが、実態は十分でございます。それぞれのお祭り、とんど祭りあるいは神社のお祭り、いのこ、あるいは町の高齢福祉課の方が実施しております世代間交流の中で、老人クラブとの連携をとっていらっしゃる場所も、今徐々に増えてきております。

ただ反面、今ご指摘がありましたように、まだまだもう少し頑張りたいなというところもあるわけでございますが、こうしたことも考え合わせまして、前回の議会でも若干お答えしておりますが、この理解を得るために各種の広報手段、広報紙あるいはインターネットによるホームページでの紹介、あるいは現在進めておりますけれども、自治会、行政、学校、子ども会等の代表者でそれぞれが実践しておられること、心配しておられることの意見交換をしたいということで、パネル形式でのシンポジウム、これを2月ないし3月に開きたいということで、今計画を練っております。そうした中で、いろんな意見交換をし、実践しておられるところの実態をそれぞれが学んでいただければというふうに考えております。

それから、もう1点の教師の、それぞれ地域にかかわってほしいというご要望でございます。基本的には先ほど教育長が申しましたように、それぞれ教師の方もそれぞれの居住地域の中で、地域の1人としてかかわっていただくことを期待しておるわけでございますが、町内の小・中学校の先生方につきましては、それぞれの地域の方で、その都度その行事に来ていただきたいということでなくて、それぞれの地域が年間行事的なものを学校にまず示していただいて、その中で都合のつく先生方に出ていただくとかいうような方策もございますので、そういう形で調整をさせていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）トイレの大規模改修並びに改築、それからまた先行してやられる場合、1つご提案させていただきたいんですが、子どもたち、それから保護者ですが、と一緒に、子どもたち、保護者と一緒にトイレのあり方ということですか、そういうふうなことを一緒に考えて、子どもたちが自分でつくったトイレだという自覚を持たせる意味で、そういうふうな取り組みをしていただけないものかどうか、そこをちょっとお聞きします。

それと教員の件ですが、私、小学校の先生方にお聞きしましたら、どれか1つ出てくるといのは大変難しいと言われました。それよりも例えばお祭りならお祭りに出てくださいというふうに言ってもらった方が、先生としてはやりやすいというふうにお聞きしました。それなら年間スケジュールで先生も考えやすいということなんでしょう。その点はまた、保護者の方から学校の方に要望を出していただければ考えるということでしたので、その辺、また教育委員会の方としては学校の方に、その旨指導していただけるんかどうか、そこをちょっとお聞きします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）1点目の、トイレ改修の際には子どもの意見をというご要望でございます。住民参加の行政ということが言われている中で、いろんな面で住民の方々に参加していただきながら行政をつくり上げていく方向で、今進めておるわけですが、教育委員会としましても、特に改築をしていく校舎等につきましては、子どもたちを交えたワークショップ的なことを取り入れながら、トイレ改修を進めていきたいというふうに思います。

それから、もう1点の先生方の参加ということにつきましては、今申していただきましたようなことも配慮させていただきながら、学校との調整をしていきたいというふうに思います。

○議長（河野）17番中岡君。

○17番（中岡）17番中岡です。3点質問いたしますので、お答えをいただきたいと思えます。

まず1点目は、合併問題についてであります。町長は合併問題について、町長就任以来、数多くの議員から合併問題に関する一般質問がありましたが、それに対して合併は避けては通れない、住民の意向を尊重するという答弁を繰り返してこられました。そして平成8年広島市に対して、合併問題検討会の設置を申し入れ、以来平成9年3月まで9回の検討会を開催して、平成10年5月にはそのまとめを海田町内全戸に配布をいたし

ました。その時点でも、町長は合併は避けて通れない、住民の意向を尊重するという答弁を繰り返しておられましたが、9月の議会の合併問題に関する質問に対して、平成14年度には、学識経験者や自治会長など、あらゆる階層と合併問題に関して懇談会を持ちたいと答弁をされ、さらに合併条件はどの質問に対して、第3次総合基本計画だと答弁をしておられます。これは私が思うに、海田町長も合併問題に対して、いよいよ具体的に動き始めるという感を持たせたものと思っておりますけれども、まず、その点について町長に質問をいたしますが、合併問題に対して、いよいよ具体的に動き始めたと思った私の受けとめ方に間違いがあるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

また14年には、各階層と懇談会を開催したいとの意向がありますけれども、自治会長との懇談会はわかりますが、学識経験者との懇談会ということについて疑問があります。というのは、学識経験者とはどの範囲をいうのか、そして人選は何人ぐらいかということであります。町長もご承知のように、合併問題は相手のあることではありますけれども、最短でも結論を出すのに2年はかかると言われております。町長の任期中にということではありませんと思いますけれども、合併問題に結論を出せるものなら任期中にどの思いもあると思います。その点はいかがですか、お尋ねをいたします。

先に少し触れましたけれども、学識経験者の人選問題でありますけれども、広く海田町内から公募をして、30人ないし50人ぐらいの規模でというのはいかがでしょうか。学識経験者の選考方法はどのようにされようとしておるのか、3点目の質問であります。自治会長の懇談会は全体的ではなく、各校区ごとにとというのは町長も考えておられることと思いますが、そのほかに各年代ですね、20歳代、30歳代など、各年代ごとの懇談会もよいのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。というようなことを申し上げておりますと、14年度からではとても間に合わないのではとの思いがあります。今すぐ取り組んで、平成14年度からというのではなく、年明け早々の1月から具体的に取り組んでいけたらと思いますけれども、このような提案を受け入れる気持ちがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

第5点目の質問でありますけれども、懇談会を開くにしても、町長の方針は広島市との合併が視野にあることははっきりしておりますが、住民の対話で、合併の条件は第3次総合基本計画だというだけでは、少し無理があると思います。その点はいかがですか。合併問題をどのように打ち出していかれますか、質問をいたします。いろいろ申し上げましたけれども、町長の率直な気持ちをお伺いするものであります。

2点目はスポーツ少年団の補助金の増額をということであります。9月定例議会で、スポーツ少年団の施設使用料を無料にせよとの一般質問があり、使用料を無料にはできないが補助金で対応できるのではとの答弁がありました。スポーツ少年団全部を調べたわけではありませんけれども、現在補助金の最高額は年間3万4,600円、最低は9,600円、これは年額で、総額は50万円の補助金のうち、団の運営に使える額は全体で23万8,200円で、半額にもなっておりません。スポーツ少年団それぞれの運営方法などで差はありますけれども、運営費として毎月3千円、これは昨年まで2千円だったものを千円増額したもので、施設の使用料の負担増だけではありませんが、町長の施政方針でもありましたスポーツの振興には少し寂しいのではありませんか。平成14年度の予算では、各スポーツ少年団が、団の運営上ほっとするように補助金を増額すべきであると思いますが、町長の考えはいかがですか、お尋ねをいたします。

3点目は、もと朝鮮学校の解体はできないかという質問であります。海田町と安芸区矢野町に2つの自治体に関係する敷地に、元の朝鮮学校の校舎が残っております。廃校になってから、昨年から今年にかけてぼや騒ぎが2度ありました。消防自動車の出動があり、日中ならすぐわかりますが、夜中に子どもが中に入って遊んでおり、今年は2回110番通報をして、子どもの補導をしていただきました。正門のかぎを私が預かって、グラウンドを自由に使えるようにしておりますが、その代わりに時々全体の見回りをしておりますが、ビールやジュースの空き缶が拾っても拾っても後を絶ちません。防災・防犯上からも大変危険であります。学校へ解体の話もしてみましたが、無理であります。学校の敷地は約3,300坪あり、校舎を解体してグラウンドにすると、子どものソフトボールやサッカーには十分間に合うわけで、何とか解体できないものだろうかと思っております。

解体するのにどれぐらいの予算がかかるだろうか、解体専門の業者に見積りをしてもらいましたが、約5千万円ぐらいかかります。行政区域の境界線がグラウンドの中にあります。敷地の約3分の1が海田町で、残りは広島市安芸区であります。何とか市と町と学校で予算を捻出して、校舎を解体し、グラウンドをコミュニティー広場として30年ないし50年ぐらいの契約で、町民や市民に自由に使えるようなことにならないものだろうかと思っております。防災・防犯上も安全になります。また、コミュニティー広場として使えれば、これにこしたことはありません。私の提案に対して町長はどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）中岡議員ご質問の1点目、3点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

合併問題についてのご質問にお答えします。まず、1点目の合併問題がいよいよ動き始めたのかとのご質問でございますが、地方分権推進の受け皿としての市町村合併が各地で動き出した状況の中、また、本町議会にも特別委員会が設置をされ、その調査研究が行われております。今後、住民の皆様に関し合併に関する情報提供をするとともに、議論を高めていただきたいと思いますと考えております。また来年度には、広島市との任意の合併協議会を、議会の賛同を得た後に設置し、協議を始める時期に来ていると考えております。

次に、2点目の合併の時期については、合併特例法の期限内で、なおかつ私の任期内に責任を全うすべきではないかと、このように考えておるところでございますが、次に、3点目の学識経験者等の懇談会のメンバーにつきまして、現在検討中ではございますが、大学教授都市計画関係有識者、まちづくりボランティア関係者や商工会、PTA、自治会などの各種団体の代表などを考えております。また、この会の人数につきましては、10人前後の会の方が意見が出やすいものと考えております。

次に、4点目の懇談会の開催の時期につきましては、年明け早々から準備を進めてまいりたいと考えております。若い層の方からの意見等につきましては、広報を通じた意見募集やホームページに合併についての意見欄をつくるなどして、広くあらゆる年層の意見を聞く方法を検討をしております。

最後の5点目の合併建設計画に掲げる事業が、第3次海田町総合基本計画だけでは無理があるのご意見でございますが、本町の将来にまちづくりの基本となる総合基本計画が軸になろうかと思っております。しかしながら、懇談会等の意見の中で、必要な事業があれば検討してまいりたいと考えております。

続きまして、もと朝鮮中高級学校の解体についてのご質問にお答えします。ご指摘のとおり、この校舎につきましては不審火等、防犯・安全上問題があると認識しております。しかしながら、土地建物ともに広島朝鮮学園の所有としておられるものであり、朝鮮学園の将来計画も不明でございますので、現段階で町としまして対応していくのは難しいものと考えております。なお、防犯上の問題につきましては、警察に対して巡回警備等を強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）スポーツ少年団の補助金に関してのお答えをいたします。平成13年度海田町スポーツ少年団の数でございますが、これは11団体で構成されております。この構成団体に対しまして、50万円の補助金を交付しておるところでございます。スポーツ少年団における補助金の使途は、上位団体への登録料や大会派遣費に充てられているところでございます。

本年4月の施設使用料の改正により、各スポーツ少年団の運営が困難になっているのではないかと、こういうご指摘でございますが、先に調査をいたしましたところ、1カ月の活動時間が30時間を超える2つの団を除けば、1人1カ月の使用料の負担額は200円程度でございます。しかしながら、スポーツ少年団の青少年健全育成に果たす役割は大きなものがありますことから、一定の基準を設けながら、施設使用料の増加分に対する補助金の増額を図ってまいりたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）まず、合併問題についてでありますけれども、懇談会のやり方、今の町長の答弁では大学教授とか都市計画関係、それから自治会長、商工会関係を含めて10人前後がベターじゃないかというようなお話、答弁がありました。これはどうも諮問機関になるような感じで、必ずしも住民の意見が吸い上げられるということにはならないだろうと思うんです。というのは、例えば自治会長の代表ということであれば、それぞれの自治会で話し合いをしながら、そのまとめたものを代表に託するということはできますけれども、ほかの皆さんが、それぞれいわゆる住民と何人かグループをつくって話をされて、その意見を持って上がるということであればわかりますけれども、どうも今の町長の答弁では、そういうことにはならないのではないかと思います。

したがって、住民の意見を広く吸い上げるといことになりまして、私が提案をいたしましたように、私が提案というか、当然町長が考えておられたと思うんですけれども、各小学校区自治会連合会というのがあります。南小校区では10人の自治会長がおります。そういった校区ごとに自治会長と懇談会をするというようなことを、まず考えるべきじゃないかろうかと。年明け早々取り組むんだというふうに言われましたけれども、この方法でしたら、それこそ極端に言えば、あしたからでも取り組めるということがあります。そのほかに学識経験者というようなものも、町長が必要であるということであれば、それはよろしいと思いますけれども、広く町内から公募をしてという方法をとられた方がよろしいのではないかと思いますけれども、その点について再度お尋ねをいたします。

スポーツ少年団の補助金の増額であります。私も各少年団の責任者にといいつもりで
おりましたけれども、でも、この連絡先の電話番号が若干間違っておりましたので、全
部調べるといふわけにはいきませんでしたけれども、2つの団体で具体的に聞くことが
できました。1つは、やっぱりそれだけじゃないけれども、グラウンドの使用料だけじ
ゃないけれども、やはり去年2千円だったけれども、今年千円上げて3千円にしたとい
う団体、それからもう1つは、1,500円であったけれども、今年から2千円に引き上げ
たという団体、それからもう1つは、学年別に分けて4年生までが1万円ですか、それ
以上が1万5千円というような年間会費をとってやっておられるんです。

これは、グラウンドの使用料が増えたということだけではありませんけれども、1つ
にはやはり補助金の分配の仕方にあると思うんです。人数によってある程度差がついて
おりますけれども、これをやりますと、人数の多い団体はいいけれども、少ない団体は
当然少なくなってくる。定額が5千円ということになっておりますから、このまず定額
を増やして全体的にそれぞれのスポーツ少年団に入る、いわゆる手取りの補助金といひ
ますか、わかりやすく言えばそうなるわけでありましてけれども、そういったものを交付
額を増やすような方法を考えていくべきじゃないかと思ひます。具体的には、この50万
円の補助金というものは、もう恐らく10年以上このままの金額が続いておると思ひますけ
れども、もうそろそろ、町長の言われるスポーツの振興ということから考えれば、この
スポーツ少年団というものは、海田町内のスポーツ振興の基本みたいなものでありますか
ら、せめて倍額ぐらひの補助金の増額というのを考えておりますけれども、具体的に金
額の発表ができれば、発表をしていただきたいと思ひます。

それから、朝鮮学校の解体は、学園のもので計画も不明であるという、難しいといひ
お話し、それから警察へお願いをするんだという話がありました。まず、計画が不明だとい
うことを言われましてけれども、具体的に朝鮮学校の責任者とお話をされたのかどう
か。これはですね、ご承知の向きもあるかと思ひますけれども、朝鮮学校が広島市の
山根町の方へ新しく建設をされて、子どもが皆あちらへ移った時点で廃校ということに
なったわけですがけれども、当初はその建設費を捻出するために、この朝鮮学校の土地を
売却したいという話がありました。それでその売れたお金を、学校の新築工事の業者に
払うんだと、それが払えないときには、この土地を提供するというような、その当時
の金額で18億というような金額が具体的に出ておりました。

一昨年ぐらひになりますけれども、老人クラブと子ども会の世代間交流事業を始める

に当たって、自由に使えるグラウンドが欲しいということで、朝鮮学校の方へお願いをして、南幸町、地元でもあるしということで、正門のかぎを預かって、自由に使えるようにしたわけでありましてけれども、そのときにもう今の相場で12億ぐらいだというようなお話がありました。それでも買い手がつかないと。いわゆる学校の計画が不明ということではなくて、学校は具体的にあのグラウンドは売却するんだということを考えておられるようでありましてけれども、いわゆる買い手がつかないというのが現状だろうと思うんですけれども、その点、そういったことを朝鮮学校の責任者とお話になられたのかどうか、これをお尋ねをいたします。

それから防犯・防災上の問題も大変危険であります。警察に積極的にお願いをするんだというお話がありました。これは警察ではなくて、朝鮮学校のためだけではありませんけれども、ご承知のように大立町は寺迫交番が担当しておりますし、南幸町は駅前交番が管轄の範囲になっております。ちょうど端境期にあれはありますので、昨年でしたか、一昨年になりますか、交番を新しく設置してほしいという請願をいたしました。それで寺迫交番へ少なくとも1人ぐらいは巡査を増員できるように、県の方へ働きかけるというお答えをいただいておりますけれども、それがまだといいますか、そのときの署長がころっと代わって、署長が新しくなって、いや、そんなことは聞いておりませんというようなことで、実現をしております。

したがって、なかなか海田町が警察へお願いをしても、地元の私が再三パトロールをしてほしいというお願いをしても、前の署長は割と要望を聞いていただいて、余裕のあるときには、一晩のうちに3回ぐらいパトカーを走らせてくれたという経過がありますけれども、今回は昼間は時々見に来るんですけれども、夜は110番をしても、一番早いときは5分ぐらいで来てくれましたけれども、遅いときは20分ぐらいかかって、1回はとうとう顔を見せなんだということもあるんです。そういう状況の中で警察へお願いをして本当に聞いてくれるのかどうか。今からお願いをするのか、それとももう既に警察と相談をして、やりましょうという答えをいただいた上で、今答弁をなされたのかどうか、そのことについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）それでは合併問題の懇談会のあり方について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、合併問題につきましては、住民の一人一人にとりまして非常に重要な事項であるというふうに思っております。したがって、住民説明会並びに各

種団体の意見の聴取をしたあとに懇談会を開催していきたいと。あくまで住民の皆さんの、まず意見を聞いて懇談会を進めていくと。したがって、先ほどご指摘がございましたように、あながち諮問会議になりやすいというふうな、いろいろご心配もあろうかと思いますが、そういう点も取り除いたような形で進めてまいりたいというふうに考えております。また、実施時期につきましては、今鋭意検討中ございまして、なるべく早い時期に地元へ入ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）スポーツ少年団に関して2点のご質問があったかと思っておりますので、それぞれについてお答えを申し上げます。

まず1つは、補助金の分配の方法ですけれども、団によって非常に団員の数にアンバランスがございまして、人数割にすれば少ないところが、会場の使用料というのは人数に関係なくかかってまいりますので、そこらあたりで非常に難しいところが出てまいります。この分配の方法につきましては、年何回か団の会議を持ちますので、14年度の分配方法につきましては、また代表者の会議にこれを提案いたしまして、皆さんが納得できる方法で分配を考えたいと思います。改善の方向を思っております。

第2点目につきまして、どれぐらいの増額を予定しているかというご質問でございますが、ただいま増額の積算の根拠にしておりますのは、グラウンドの使用料、体育館の使用料、あるいは勤労体育館を使っている会場がございまして、それぞれの施設で使っております12年度の使用料と、13年度増額になりました部分の差額、それを私どもが、スポーツ少年団の活動時間とすれば週に2回ないし3回、1回が2時間から3時間が、こうした小学生のスポーツ活動には一番適した時間じゃないかという考え方をしておりますので、その回数、時間の掛け算をしまして、12年度、13年度の差額部分の増額を現在考えております。以上でございます。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）朝鮮学園の将来計画については、話は承っておりません。それから寺迫交番の増員の件につきましては、実情を今承知しておりませんので、その点についてはお答えできませんが、少なくとも防犯上の問題があるということは、我々も十分理解しておりますので、今後巡回警備等行っていただけるように、警察当局に対して働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）今助役の答弁だけに絞って再質問いたします。この一般質問の事前通告制というのは何のためにあるかと、今まで再三申し上げてきたことなんです。ところが今話を聞いてみると、全く朝鮮学校へも電話一本も入れていない、何も聞いていないという、それでよう勝手にこういう答弁を今町長がされたわけですけれども、ちょっと納得いきませんが、何を指して学園のものであって、いろんな学園の計画が不明であると、難しいというようなお答えになったのか、これは3回目ですからね、あとまたもう1回というわけにはいきませんので、わかるように具体的に、私が納得できるような答弁をしていただきたいと思います。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）計画を聞いていないと申しますのは、実は、用地を売りたいが現在の情勢では買い手がないんだというようなお話は承っておりますけれども、そういう場合に、学園当局でどういうふうにお考えになるかという計画は承っていないということでございます。

それから、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、合併絡みで第3次総合計画をいかにその中に取り込んで実現するかという、町には大きなプランがあるわけでございます、確かに朝鮮学校の跡地というのは、3千坪を超えるような非常に大きな土地がございますけれども、例えば広島市との共有、市域と町域にまたがっていることとか、具体的にそれに対してどういうようなものをつくるかというような、そういう現時点での計画そのものがございませんので、先ほどのような答弁をさせていただいたわけでございます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）私が聞きたいのは、学校と何の連絡もとらずに、計画が不明で難しいというような答弁をされたから再質問をしたわけでね、学校になぜそういうことを問い合わせの電話の一本も入れなかったのか、何のために一般質問は事前通告をしておるのかということの答弁がないから、このことを議長、諮ってください。

○議長（河野）それは認めましょう。助役。

○助役（石原）私どもは、今の説明ですと、向こうの方、学園の方にそういうふうな事情があるように承っております、町そのものにその用地を積極的に取得して、今のところ何かしようという計画がございませんので、電話で現状どうなっているかというふうなことをお尋ねしたところ、昨今の経済情勢では用地が売れないということで、具体

的に、学園の方にさあどうするかというような計画がお持ちでないというふうなことを申し上げたわけでございます。

○議長（河野） 暫時休憩します。再開は2時30分。

~~~~~○~~~~~

午後2時17分 休憩

午後2時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。16番佐中君。

○16番（佐中） 16番佐中です。区画整理事業について、お尋ねをいたします。

区画整理事業を住民に明らかにして、ほぼ10年が経過をいたしました。この間、関係権利者の協力を無視をして区画整理事業を強行したため、暗礁に乗り上げ、前にも後ろにも行かなくなりました。そこでお尋ねいたしますが、これまで区画整理事業を進めるに当たって、住民と一緒にまちづくりを進める基本から逸脱をし、一方的に法を盾に執行するやり方は、町長の失政ではないのか、町長の見解をお尋ねをいたします。

2つ目には、これまで議会へ提案し、当初約10年計画であった。10年経過してもまだ初期の段階で、今後も急速に進展をする見通しがありません。今後もこのまま延長線で進めるのかどうか、それとも、これまでより思い切った変革をされ、住民サイドで行政を進めるのか、町長の所見をお尋ねをいたします。

3つ目には、区画整理事業によって財源的に大きな負担が求められております。海田町の予算規模と同じぐらいの1つの事業に負担が必要であります。全体の行政の施策から見て、バランスのとれない負担になり、その結果、福祉や教育予算に大きく影響するが、影響がないようにするにはどのようにされますか、お尋ねをいたします。

4つ目には、区画整理事業を無理やり進めると、財源不足が生じます。財源の確保に都市計画税が一番の方法であるが、町民から区画整理事業が引き金になり、都市計画税を負担するのは納得できないという、町民の大半の方々が感じておられますが、どのようにされますか、お尋ねを申し上げます。

質問の5、現在そのまま区画整理事業を進めますと、財源的にも行き詰まりするし、住民からのトラブルもますます溝が深まります。教育や福祉の予算も大きく影響し、行政として大きく立ち遅れることが予想されます。そうなれば、広島市との合併ということ

が、行政の失政の面から財源の不足の問題、あるいは福祉や教育の希薄の面から、活力のない町政ではもうだめだということにつながるわけであります。町民から、執行部はもちろんのこと、それを監視する議会も全く無批判で、議会の本来の機能を失って、同列視されると言われても仕方がありません。そうなれば、だれが見ても早く他町村と合併という道筋しかなくなるわけであります。町長は平成17年度を照準に、もう合併を前提として、すべてのことについて町単独町政として放棄し、将来の行政施策を合併することによって解決しようとするように見えますがどうですか、お尋ねをいたします。

6つ目には、前回の議会で、区画整理事業と町民の暮らしについてと質問をいたしました。町長は答弁で「在宅障害者のサービスセンター施設を、隣の安芸区に建設されたデイサービス施設において、利用できる範囲でヘルプによるデイサービスを検討したいと考えております」という町長は答弁されておりますが、その後はどのようにになりましたか。障害者問題は緊急性が求められております。私は町内に1人でも障害者がいれば、すぐにそれに対応しなければならないと考えますが、ご見解をお伺いをいたします。

さて次に、障害者対策についてであります。地方自治体は住民の福祉を守る、これが責務であります。公共事業には熱心でも、福祉は国の法定事務に取り組むだけというのでは、地方自治体の精神が問われます。しかも、障害者が地域でともに暮らすことのできる社会、ノーマライゼーションの実現は、市町村の役割が大いに期待をされていることでもあります。今地方分権の流れの中で、知的障害者援護施設の事務、精神保健福祉業務、障害児の就学指導事務をはじめ、福祉、保健、教育などの行政権限が市町村に移譲されました。これまでの権限とあわせ、移譲された権限を最大限に活用し、障害者、家族の暮らしと権利保障に生かすことは、地方自治体の責任と役割であります。障害者基本法に基づく都道府県や市町村の障害者計画が、2002年度が最終年を迎えます。

既に海田町は、障害者計画は策定済みであります。2003年度から利用契約制度が発足することもあり、そうなれば来年度の予算編成でどう計画を充実させるのか重要な課題であります。障害者計画に基づき、来年度以降はどのようにされようとしていますか。それぞれの分野でお尋ねをいたします。

2つ目には、障害者対策で、来年度の新規事業はどのように取り組みますか、お尋ねをいたします。

3つ目には、障害者やその保護者はハンディがあるにもかかわらず、力いっぱい生きております。いろいろな問題があっても、毎日を一生懸命全力で生活をされております。

それでもいろいろ毎日の生活の中で困難な壁にぶち当たり、それでも全力で生活をされており、しかも気力も体力も使い果たし、将来のことを考えると限界に近いやるせなさがあります。そのとき、どうにもならないとき、頼りにするのは障害者福祉への公的支援の援助であります。障害者を抱える保護者をはじめ、本人あるいは団体から、これまで要望や要求、請願や陳情が出されておりますが、どのようにされようとしておりますのか、お尋ねをいたします。

最後に、障害者をめぐる情勢は、決して楽観できる問題ではありません。行政が責任を持って施設、在宅サービスの整備を進める、最低限必要ですし、生活権の権利擁護の体制強化のためにも、その姿勢が求められております。障害者を大切にすることは、町民すべてにとって暮らしやすいまちづくりであります。国連は、「ある社会がその構成員の幾らかの人々を締め出すような場合、それはもろく弱い社会である」と述べております。この町で生まれ、学び、暮らしたいという障害者一人一人の願いに応える人権保障の取組みが求められております。まちづくりに当たって、障害者福祉全般についての基盤整備の位置づけをお尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）佐中議員ご質問の区画整理事業についての質問にお答えします。

1点目のこれまでの一方的な進め方は失政ではないかのご質問と、2点目の今後も今までの延長線上で進めるのか、それとも住民サイドで進めるのかとの質問につきましては、関連がございますのであわせてお答えをいたします。

海田市駅南口土地区画整理事業は、本町の21世紀の根幹をなす事業であること、また、広島市東部地区連続立体交差事業と一体となって進めていかなければならない事業であることから、いろいろな取り組みを行いながら、事業計画決定をしたところでございます。ご指摘のように、努力が足りない面はあったかとは思いますが、法を盾に一方的に進めてきたとは思っておりません。

今後の進め方につきましては、行政報告で申し上げましたとおり、当初12月に予定していた土地区画整理審議会委員の選挙を、当面来年3月まで延期をして、「窪町の幸せを守る会」に、今後の事業を円滑に進めていくためのお願いをしているところでございます。できれば来年1月から、住民の皆様と町の職員、それにコンサルタントを交えたまちづくりワークショップを開催し、住民の皆様のご意見やご要望を事業計画に反映させていくなど、今まで以上に、住民参加型のまちづくりを推進してまいりたいと考え

ております。

次に、3点目の福祉や教育予算に影響がないようにするには、どのようにするのかとの質問についてでございますが、この区画整理事業につきましては、これまでも本町の将来のまちづくりの基幹となる最重点事業であると、その必要性についてご説明をしてきたところであります。ご指摘のとおり、区画整理事業を実施することにより、他の事業に少なからず影響は出てくると思っておりますが、そのため実施計画に掲げている事業の中で、優先順位を定めるなど、事業の選択、重点化や事業期間の見直しを行うとともに、新たな財源の確保を図るなど、限られた予算の範囲の中で効率的な財政運営を進めてまいりたいと思っております。

次に、4点目の都市計画税の導入についてでございますが、区画整理事業などの大型事業を推進する上では、貴重な財源であることは重々認識しており、これまでも議会の答弁で申し上げておりますとおりでございます。しかしながら、導入となりますと、町民の方々に新たな税負担を課すことになるため、十分理解を得ることが必要であると思っておりますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、5点目の合併についてでございますが、合併については、町民の皆様の意見を踏まえながら、議員の皆様と一緒に合併を真剣に論ずるときであると考えております。合併につきましては、ご指摘のような厳しい財政状況に対応するだけでなく、地方分権の推進が図られている中、高度で専門性の高いこれからの行政サービスに的確に対応し、自らの考えで責任を持って個性豊かなまちづくりを進めていくための有効な手段であると考えております。また、今回の合併推進につきましては、広島市との合併により国・県の財政支援を受けることができ、そのことが将来を見据えたまちづくりや、広島都市圏東部の拠点としてのまちづくりを進めていく上で、貴重な財源になると考えており、特例法の期限内に合併を進めていくことが、町民の皆様にとって最良と考えているものでございます。

次に、6点目の心身障害児のデイサービスについて、9月議会後の取り組みでございますが、保護者の方と担当者及び施設職員も交え協議を行った結果、保護者の方からはむしろ安芸区の施設を利用するよりも、町内の施設を利用するのデイサービスを受けたいとの要望が強く、現在その方向で準備を進めているところでございます。

続きまして、障害者対策についてのご質問にお答えします。1点目の本町の障害者基本計画に基づく来年度以降の状況でございますが、障害者のおられる家庭などに対する

経済的支援としての扶助制度を進めたいと考えております。身体障害者及び知的障害者の方の福祉施策につきましてはデイサービス事業を、心身障害児の福祉施策につきましては、先ほど述べましたとおりミニデイサービスを、また、精神障害者の方の福祉施策としましてはホームヘルプサービスなど、在宅福祉への取り組みが具体的な今後数年の取り組みととらえております。

ご質問の2点目の来年度の新規事業ですが、身体障害者のデイサービス事業と心身障害児のミニデイサービスを、新規事業として進めたいと考えております。精神障害者に係るものにつきましては、県で実施しておりました事務事業が町に委譲されることに伴い、通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳申請窓口業務、精神保健福祉相談、自立と社会復帰、社会参加の促進を目的とした自主グループ活動の開催を実施する予定でございます。また、扶助制度として、障害者のおられる家庭などに対し、上下水道料金の減免制度を導入すべく準備を進めているところでございます。

ご質問3点目でございますが、その要望の多くが広島市の扶助制度との格差をなくしてほしいなどのご意見をいただいているところでございます。先の9月議会でご答弁申し上げておるとおり、広域的取り組みや扶助制度の拡充については、順次検討したいと考えております。

ご質問4点目、障害者福祉全般についての基盤整備の位置づけでございますが、需要のある施設については、広域的観点に立って効率的な考え方が必要と判断しているところでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）佐中です。区画整理事業の問題で、けさほど行政報告の中で、「窪町の幸せを守る会」に直接お願いをするとともにということで、12月に予定しておった区画整理審議会委員の選挙、来年3月に延期をするということですが、この延期をされる理由ですね、ただ話し合いをするために延期をされるのか、どういう理由で延期をされるのか、お尋ねをいたします。

あわせて、その下に建築物の整備につきましては、広島県住宅供給公社というのが行政報告の中でありましたけれども、これまで海田市駅前の区画整理事業について、いろいろ商工会が中心になったそういうモデル案があったり、また、町が独自にいろんなコンサルタントに頼んでそういう施設を予定をするんだという方向で、議会にありましたけれども、こうした計画を方針を変えられたのかどうか。特に1週間前でしたか、広島

駅前の再開発のBブロックの問題で、テナントがほとんど出てこない、方針を変えるんだという方向で新聞報道されておりましたけれども、今までの町の主張では、町政活性化のために駅前を商業地と住宅地と分けて、そして取り組むんだという方針が、るる私どもにありましたけれども、全くそれが、今回そのことが理由づけになっていないというのか、説明がなされていないんですね。なぜそういう広島県の住宅供給公社の建設を誘致するように方針が変わってきたのか、これをお尋ねをするわけであります。

私は、広島市との合併問題、全国で今言われておる合併問題を、この区画整理の中で私は言っているのではありません。区画整理事業に91億の総事業の中で、海田町が71億も支出をすると。町民1人当たり直すと25万円、これをこの区画整理事業に充てる、合わせて連続立体交差事業が88億と私は記憶しておるんですが、ほぼ似たような形ですね。合わせるとこの10年間で50万円を超す負担がある。あわせて都市計画道路であるとか東広バイパスであるとか、こうした事業を加えると町民に対してかなり負担をする。このことによって財源が不足をし、町民の中にはもう海田町独自でやっていくのは無理ではないか、だから広島市に合併した方がいいんじゃないかという機運をつくり上げておるから、私は合併問題をこの区画整理事業を通じて道を開いておるんじゃないかということ、町長にお尋ねをしておるんです。10年も、当初から計画をして今日までたっておるんですが、全く何も進んでいない。私は失政も失政、本当の失政だと思うんですよ。1年や2年は、やっぱり相手があることだから、それは話し合いをするとか、それは議会としても許せるところもあるんです。しかし10年も経過をして、今スピード時代に全くここができていない、この政治姿勢のそのものが、町長に失政ではないかということ、私は尋ねているんです。

財源の問題にしても、これだけ公共事業に、大型公共事業ですね、しかもゼネコンを対象とするような。このところには熱心にお金をつぎ込むが、障害者問題については、24時間保護者が、特に障害者を抱えておられる人については、主人が働いていたら奥さんが本当につきっきりなんですね。今でも、あすでもと言わずに今でも手を差し伸べてもらいたい。私は3年か4年ぐらい前に、福祉協議会の会長さん、今南幸町に、もとです、まだ元気でおられますけれども、広報でインタビューをしたことがあるんですが、その人が、福祉というのは1人該当者がおってもそれを全部やらにやいかんの、これが福祉のそういう姿だということを、私はあのインタビューの中で答えてもらったのを、いまだに記憶に残ったり、胸に焼きついておるんですがね。町長はそういう腹はないん

ですね。

こういうことをずっと私が、この区画整理事業問題とあわせて障害者問題が遅れているのではないかということ、何回も何回も議会があるたびに、私は同じことを出してもね、なかなか議員の皆さんも許してもらえんのかなと思いつつも、ずっと発言を重ねてきたんですね。しかし、広域的な障害者対策で県がやる仕事であるとか、やっと今になって町単独で扶助事業であるとか、あるいは水道料金で減免、これは9月議会で私が厳しく言いましたから、そういう問題に対応するという。私が厳しく言わなければいけないようなこういう政治姿勢は、私は許せないと思うんですね。障害者の人が町長自身の中に、家族の中におられたら、私はこんな行政はしないと思うんですよ。ぜひこういう問題について、区画整理を一時凍結をして、障害者問題をちゃんとやってから区画整理をやったらどうかというように思うんですが、その点はどうですか。

また、障害者の問題、今そういうふうに申しましたけれども、海田町で、先ほどの答弁の中では、身体や精神の制度、これを充実するために、来年度予算を計上してやるという答弁をいただきました。具体的にはどういう方法でやるのか、この場しのぎでそのことを言うのではなくて、あるいは隣の安芸区にお願いをするのではなくて、海田町独自で、海田の行政として、町の行政として、障害者の対策を抜本的にやるような方法をなぜとれないのか、お尋ねをするわけです。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池の本）審議会の選挙の延期をなぜしたかというご質問について、お答えをしたいと思います。審議会の選挙を延期した理由についての答弁をさせていただきます。

佐中議員さんが以前からおっしゃっておりますように、こうした事業は地域の方々の住民と一緒にやるべき事業であると、この点につきましては、私どももそのとおりだというふうに思っております。そうした中で、これまでご指摘のようにいろいろと経緯をたどってきましたけれども、結果として10年もたってしまったと、そういう中でいわゆる我々の既定方針というだけでは事が済まんのではないかと。そういう意味ではこの際、もう一度我々のスタンスを確認し、また、地域の住民の皆さんのご意見を伺いながら、これから、これまでのこと、これからのことを、進め方について協議をして進めていきたいと。そういうことで今回の行政報告の中でも、町長さんの方から報告させていただきましたように、ワークショップ等も住民の方、それから我々、それから間に入っていただくコンサル、こうしたような形でとにかく地域の方々のご意見を吸収する

と、そういう時間をとりたいと、そうすることによって厳しい経済状況の中で、この事業をなし遂げることができるのではないかと、こういう思いでございます。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）建築物の整備構想についてお答えを申し上げます。確かにご指摘のように、これまでの商工会でつくられた計画、あるいは町の方がつくりました市街地再開発事業の計画につきましては、JRの保線区用地と千葉倉庫さんの用地を一体で土地利用をするということで計画を進めてまいりましたけれども、やはり地区の現状の中で、戸建ての住宅系でお住まいの方が多いと、それで将来的にもそういう土地利用をしたい希望の方がいらっしゃるということで、その方々をある程度やはり地区の東側に集約をした方が、将来にもそういう良好な住環境の中で生活をしていただけるということで、今回事業計画の決定をした中で、そういう街区構成でもって区画道路等を位置づけをしたわけでございます。そうしたことによって、一体としての土地利用が不可能になったということで、これまでつくっておられる計画については、一たん白紙に戻ったということです。

それで今回住宅供給公社の方に建築、そういう事業の導入、誘致をお願いをしたといえますのは、今佐中議員のご質問にありましたように、商業業務系のそういう建築物の整備構想については、テナント、核となるテナントの進出がなかなか難しく、事業化が成り立たないというふうなことがございまして、そういう住宅系の建物の中に商業施設あるいは公共施設を取り込んだ建物を建てていけば、事業が成り立っていくのではないかとというふうなことで、そういう基本計画を策定をするものでございます。

なお、これまでつくっております市街地再開発事業等の計画につきましては、今後この地区の中でそういう市街地再開発事業等をやろうという機運が盛り上がれば、十分参考になる計画ではあったというふうに考えております。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）まず初めに、身体障害者、知的障害者の方の来年度の具体の実施の状況ですが、計画しております状況ですが、まず、心身の障害児の方のミニデイサービスにつきましては、現在町民センターの利用を視野に入れて検討を進めております。保護者の方と、先ほど町長答弁にありましたように、5回ほど話し合いを持っております。その中で、夏休みとか例えば冬休みとか、週2回程度、時間的には午前10時から午後4時ぐらいまでの時間に、ヘルパーによる介護型のミニデイサービス、もちろん子ども同

士の交流、それから場合によったらゲーム等、いろいろ考えながら運用したいというふうに考えております。

それから、身体障害者の方のデイサービスでございますが、現在東2丁目に建設されております療護施設、エバーグリーンの身体障害者療護施設に併設されますデイサービス施設を利用した形で実施を、現在計画を進めているところでございます。

○議長（河野）保健センター主幹。

○保健センター主幹（臼井）続きまして、精神障害者に対する来年度の新規の取り組みについて、説明させていただきます。精神保健福祉法の改正により、平成14年度から5項目ほどの事務が市町村の方へ委譲されてまいります。その中で、先ほども答弁の中で触れておりますが、幾つかの事業を町として実施するように計画しております。その中で主なものとしましては、精神保健福祉相談という項目1項目と、精神障害者の社会参加のための自主活動グループ、これにつきまして来年度町が実施主体として行う、実施する予定にしております。この回数ですが、精神保健福祉相談につきましては毎月1回、自主グループ活動につきましては年4回行う予定にしております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）10年かかって、進め方に協議をする、こんな答弁ありますか。私は当初、都市計画決定をするときに、拙速であると、もうちょっと時間をかけてやらなければ、山が3つも4つもあるんだと、そこを乗り越えていったら、住民の皆さんと一緒にまちづくりができるんじゃないかということ、当初都市計画決定をする前から言っておるんですね。それで決定されてしまったから、盛んに私は住民と一緒にまちづくりをなさいということ、ずっと主張を重ね、あわせて財源の問題をどうするんかということ、を言ってきたんですね。

しかし今になって、地区の一体としては不可能になっておる、今までの当初の計画ではね、だから住宅供給公社、これにお願いするんだと、区画整理をやめなさいや。そしてそのお金を障害者の方に向けなさいや。そしたら住民、本当に喜ぶますよ。障害者を大切にするような町政は、町民全体を大切にする町政なんですね。これはもう今までの自治体がやった歴史の経過、その結果でもあるんですよ。ここを抜きにして大型公共事業をどんどん進めること自体が、私は間違いじゃと言っておるんですよ。進め方について今やっと協議をする。これは本当にね、障害者を抱えた人はね、毎日泣きながら生活しておるんですよ。それをほっときながらやるという、区画整理事業を、町長、ここま

で行き詰まってね、今から先の見通しが見つからないようなこの事業をまだ進めようとする、
どういうお考えなのかお尋ねをいたします。

もう1つ、障害者の問題で、今、来年度の計画で進めようと、5つの点、相談である
とかいろんな、これの総額、総額はどのくらい予定されておるのか。私は区画整理事業
をやめたら少なくとも70億はお金が浮くんですよ。駅前を無理やり関係町民のそういう
意向を無視して進めること自体、だれも要求していなんですね。しかし、障害者問題は
皆さんが要求して、こんな事業をやったらだれでも納得できる、こういう行政なんです
よ。答えてください。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）確かに10年という歳月は長うございますけれども、やはりそれを真剣に考
えて一歩でも前に前進しようというふうな発想から、今のように町長に「守る会」の方
に出向いていただいて、心から事業の推進についてお話をし、今から内容について詰
めていこうと、そういうふうなことで今地元と協議を進めているところでございます。

それから、障害者福祉ももちろん大事でございますけれども、あすの町政をつくる都
市基盤づくりも、また同様に大切であると考えております。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（因幡）まず、身体障害者のデイサービスと、それから心身障害児のデイサー
ビスにつきましては、総額が1,600万円ぐらいと見込んでおります。

○議長（河野）保健センター主幹。

○保健センター主幹（臼井）精神障害者に関する福祉相談及びソーシャルクラブにつつま
しては、相談員の報償費等、それと自主活動費等のみでございますので、来年度に予算
計上を予定しておりますのは、総額で30万程度だと思っております。

○議長（河野）4番桑原君。

○4番（桑原）4番桑原でございます。今議会では4点質問させていただきます。

その大きな1番、予算編成について。（1）海田町総合基本計画の予算的裏づけとし
て、よりの確な中長期財政計画を策定し、これに則り各年度予算へ反映させ、その編成、
運営を行うべきと考えるが、町長の所見を問うものでございます。（2）毎年度、当初
予算に対し、相当額の補正、繰越し及び流用増減予算が執行されております。それにも
かかわらず、かなりの不用額が発生しております。その要因は何であるのか、またその
改善策についてはどうなのかをお尋ねします。（3）平成14年度予算の編成に当たり、

町長の基本的考え方を問うものでございます。①予算の財源、規模、政策費構成並びに公債費比率等主要財源比率の見通し、②行財政改革並びに決算審議における反省、改善事項の予算への反映の仕方の2点についてでございます。

大きな2番、海田市駅南口土地区画整理事業等について。(1)中心市街地活性化事業の一環として、海田市駅南口土地区画整理事業及びJR連続立体交差事業の両事業をも包括して、一体的に事業を推進していくこととしております。この場合、上記2事業並びにその他の事業に対する中心市街地における市街地の整備、改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律、以下中心市街地活性化法と申しますが、この法律の現時点における適用状況はどうですか。(2)平成12年度決算関係等について。①同一事業区域内において、かつ同一予算、同じ同一支出科目のことですが、同一予算により相異なる法律に基づいて2事業が実施されております。この場合の各事業及び予算の区分はいかにして行うのでしょうかについてでございます。②平成12年度予算並びに決算、主要施策の成果に関する説明書等でございますが、それらの中に、該当科目に中心市街地活性化事業に関する項目が見当たらないのはなぜですか。(3)海田市駅南口土地区画整理事業において、商業地、住宅地等、土地利用に係る意向調査を2回に分けて行おうとしております。中心市街地活性化法の目的に照らし、早急に中心市街地整備推進機構、俗にいうTMOでございますが、これを指定し、活用して、商業等立地、商圈等の見通しに基づく商業等用地の設定や、現在実施されている事業に対して、商業等をより活性化させるための重点的事業を最優先に行うべきと考えるが、町長の所見を問うものでございます。

大きな3番、合併問題に関してでございます。(1)9月の定例議会の行政報告中、広島県市町村合併推進要綱に基づく基本的組合せの勉強会について、その開催状況及び進捗状況はどうですか。また、府中町の勉強会不参加になっておりますが、その影響は出ていますか。(2)市町村合併特例法上の時間的制約もあることから、合併の有無のいかんを問わず、海田町の民意反映の方法、時期等、合併に関するタイムスケジュールはどうなっていますかを問うものでございます。

大きな4番、教育問題についてでございます。2000年度から移行措置がとられております新学習指導要領が、小・中学校においては2002年から、来年度から施行されます。また中教審等教育関係審議会の答申、提言等も数多く行われているところでございます。これらに伴いまして、全国的にこれらの関係措置の導入、進捗状況や問題点の指摘等、

その動向がまちまちでございますが、下記事項について海田町の考え方を問うものでございます。（１）通学区域の自由化、要するに、これは学校選択制の導入と言われているものでございます。（２）教科書以外の教材の導入、（３）外国語等の教師、いわゆる非常勤講師の採用、（４）学力調査の実施についてでございます。これは去るNHKがテレビでスペシャル番組としてルポをやったわけですが、それに関連しての質問でございます。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）桑原議員ご質問の１点目、２点目、３点目につきましては私から、４点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。予算編成についてのご質問にお答えします。

まず、第１点目の中長期財政計画の策定についてでございますが、議員ご指摘のとおり、同感でございます。本町の中長期財政推計の作成に当たりましては、現行制度、施策や現時点で把握、収集でき得る情報をもとに策定することとし、推計の精度を確保するため、毎年ローリングを行っております。また、限られた予算の中で、今後の効率的な財政運営を図っていくため、事業の優先順位や事業の選択、事業期間の見直しを行うための参考資料にするとともに、各年度の予算編成に反映しているところであります。

次に、２点目の不用額についてでございますが、その要因につきましては、当初予算、補正予算編成後における制度や事業内容の変更、減額補正を行ういとまがないなどといったことなどが要因しているものと考えております。また、改善策につきましては、予算編成の際に査定を行い、過大な見積もりになっていないか、予算見積もり額と決算との大きな差がないかなどの点について、精査してまいりたいと思っております。

次に、３点目の平成14年度予算編成についてでございますが、予算の財源の見通しにつきましては、長引く景気の低迷等による税収の落込みなど、財源を取り巻く状況は厳しくなると予想されますが、現段階では、前年並みの財源は確保できるのではないかと考えております。予算規模につきましては、現在来年度予算の編成中であり、具体的なことは申し上げられませんが、13年度当初予算の額の確保はできるものと想定しております。政策費につきましては、実施計画でお示ししているものを中心に、着実に行ってまいりたいと考えております。

公債費比率等主要財源比率につきましては、先ほども申し上げましたとおり、14年度予算の編成中でありますので、具体の数値の見通しにつきましても申し上げることがで

きません。

また、決算審査における反省、改善事項の予算への反映につきましては、決算特別委員会等でご指摘をいただいた予算の見積もりが甘い、不用額が多額であるといった反省点や、改善事項等につきましては、先ほどもご答弁いたしましたとおり、予算編成の際に十分考慮するとともに、入札等により不用額が生じたときには、他の財源に活用したり、減額補正を行うなど、決算までには減じてまいりたいと思っております。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業等についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の中心市街地活性化法の適用状況でございますが、中心市街地活性化基本計画に掲げております各種事業は、補助事業、単独事業を問わず、活性化法に基づく事業でございます。なお、中心市街地活性化法は活性化のために必要な基本的な方向性を定めるもので、事業執行は個々に定める補助要綱等に基づいて行われるものでございます。

次に、2点目の海田市駅南口土地区画整理事業とふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業との関係でございますが、土地区画整理事業において整備されることとなる道路等について、美しい街並みとするために、電線類の地中化やグレードの高い舗装に要する費用に対し、土地区画整理事業費に上積みして補助される制度が、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業でございます。したがって、予算は土地区画整理事業費と一体で整理するものでございます。

また、予算、決算で該当する項目が示されていないということでございますが、予算につきましては、「予算の概要」の中で総合基本計画に掲げてあります。基本方針ごとにまとめておりますし、決算につきましては、「主要施策の成果に関する説明書」の中で各部門ごとにまとめてお示しをしております。中心市街地活性化事業もこの中に含まれていることから、特段項目を挙げておりません。

次に、3点目のTMOの設立についてでございますが、今日のような経済状況の中で、全国的に設立が遅れているのが現状でございます。これまで商工会との話し合いや、青年部に計画の概要について説明を行っておりますが、なかなか具体の動きにつながってきておりません。もう少し時間が必要だと判断をしております。駅南口の商業活性化につきましては、ワークショップ等での意見を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

合併問題についてのご質問にお答えします。まず、県の合併推進要綱に基づく基本的

組合せの勉強会につきましては、ご存じのとおり、広島市、海田町、熊野町、坂町の1市3町で、11月12日に発足されました。この勉強会は、合併に関する意見交換の場として開催され、今年度中にあと2回開催する予定となっております。また、府中町の不参加が特段支障になっているとは感じておりません。

次に、民意の反映の方法、時期等、合併に関するタイムスケジュールにつきましては、まず懇談会の設置や住民説明会の開催等について検討していきたいと考えております。また、来年1月から広報で合併に関する記事を掲載し、町民の皆様は合併に関する理解を深めていただくとともに、来年度の早い時期に、広島市との比較資料の改訂版を作成、配布することにより、町民の皆様は、広島市との合併についての正確な情報提供を行ってまいりたいと考えております。任意の合併協議会につきましては、議会の賛同を得た後、来年度には設置をし、行政制度や建設計画について事前協議をしてまいりたいと考えております。

では、4点目につきましては、教育委員会から答弁いたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育問題について、4点のお尋ねをいただいております。

まず、通学区の自由化につきましては、現在のところ、制度としての自由化導入の考えはございませんが、海田町小学校及び中学校通学区域に関する規則第4条で、特別の理由のある者は、保護者の申請により、他の学校に入学または在学することを許可することができるとしておりまして、これまでも児童・生徒個々の状況を配慮した就学の相談に応じるとともに、障害のある児童・生徒につきましては、就学指導委員会の意見をもとに通学区域外の学校を指定するなど、個別に対応しております。

次に、教科書以外の教材の導入についてでございますが、現状におきましても副読本、解説書、資料集、その他の参考書及び各種のワークブックなどの教育活動の一環として使用する教科書以外の図書、その他の教材で有益、適切と認められるものにつきましては、進んでこれを効果的に使用し、教育内容の充実を図っているところでございます。

ただし、副教材の選定につきましては各学校において行い、教育委員会に届け出るようになっております。その際、保護者の経済的な負担が過重にならないよう配慮するように指導はいたしております。

次に、外国語等非常勤講師の採用につきましては、今年度から既にすべての小・中学校へ英語指導助手の派遣を実施しているところでございます。英語指導助手の導入によ

りまして、新学習指導要領のねらいの1つであります、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる、このことを重点に、中学校におきましては英会話を重視した授業も取り入れております。そのことによって、コミュニケーション能力の向上を図りますとともに、小学校におきましては、英語指導助手との触れ合いを通じた国際感覚の養成と、国際理解教育を推進するために必要であると考えております。

次に、学力調査の実施につきましては、今年度は国の方針に従いまして、県の教育委員会が抽出いたしました県内の学校において、基礎、基本の学力の定着度を調査することとしております。町内におきましても、小・中学校の中から今年度中に実施される学校がある予定でございます。また、平成14年度には広島県におきましては、県内の全校にわたりまして、基礎学力定着度状況調査を実施することが予定されております。以上でございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再質問させていただきます。まず第1点、予算編成についてでございます。私は従来推計を行う場合、調査対象の標本実績、これは3点以上ないと推計はできないと思っているわけです。というのは、その傾向が1点や2点だけではわからないわけです、将来どう伸びていくのか。必ず3点以上だというのが常識なんですね。そういうことで今までやってきたわけです。10月18日に、企画部財政課の13年度から22年度の海田町財政推計の説明をしていただいたわけです。現在の推計学がどうなっておるか知りませんよ、常識的にはこれはおかしいと思っているわけですが、12年度の決算額と、まだ未決算ですけども13年度の予算額をもとにして14年度から10年間の推計をなさっているわけです。

これは今申し上げたように、私から見れば全く意にそぐわないことです。よりの確にと言って質問したのは、そういう意味です。さらに、推計乗率といいますか、そこになぜか広島県が算出した数字を使っているわけです。なぜ広島県が出てくる、海田町の財政なのに広島県の乗率を使ったりして、どうしてだろうかという、不思議で理解できないわけです。個別推計でも、同様に広島県の算出数値を使っておられるわけです。あまりにも機械的ですね、要するに推計ではないんじゃないかという、これは仮定計算にすぎないんじゃないかというように私は思ったわけです。

歳出面でも、人件費や公債費比率、公債費比率なんていうのは22.5%まで上げて計算なさっているわけです。全く現実味がないわけですよ、実態からして。22.5%もやれ

ば幾らでも財源は伸びますよ。それを平気でやっておられるというのは、どうも納得いかないわけですね。それと人件費についても、退職者、高給退職者がやめられて、それと同数の新規採用をやるというんですけれど、初任給は3分の1ぐらいでしょう。それなのにやっぱり経費が必要だということで伸ばしておられる。そういうようなことはちょっとおかしいと思うんですけれど、最初のことはまあいいです。

現在のように不景気なときには、やっぱり好況時と違って、オーソドックスに、それこそ「入るをはかりて出るを制す」じゃないですけど、そういう安定的な考え方で推計を行わないといけないんじゃないかと。そういう理念がないと、こういう計算はできないんじゃないかと私は思っているわけです。頭からそうして、15年度から赤字になるような推計の仕方ですよ、これ。そんなの初めから赤字になるような推計をしてどうするんですか。そんなに海田町は困っているのなら、今まで議員の方から質問があったことについて、おかしいんじゃないですかね。

私はそういう観点から、歳入に主眼を置いて過去10年間、平成3年から12年、それは決算が出ているわけですから、決算書と例の説明書でもって、10年間いろいろと、一般会計の決算書を私なりに分析をしてみたわけです。最初は、今申し上げたように、もう時間の関係もあれですけど、細かいことを申し上げませんが、歳入額全体、自主財源と依存財源との別、それから町税、地方交付税、国庫支出金、町債別、これは個々に10年間の平均値と、平均値との偏差、言うのもやばなことなんですけど標準偏差ですね、それを全部算出しましてですね、変動係数を皆調べたわけです。そうしますと、明らかに鮮明に出てきます。

全部のことは申し上げられませんが、歳入全体だけを拾ってみます。この10年間、平均が84億3,200万円、10年間の平均ですよ。ただし平成8年度は、7年が87億4,970万だったのが、8年度には75億3,100万円まで落ちているんです。12億1,800万落ちているんです。それでまた9年度には85億8,700万になりましてね、10億5,650万ほど増えているんです。そういうようにでこぼこなんです。1%伸ばすような、そんな話じゃないんです。これ、全部並べてごらんください、上がったたり下がったりするだけで、トレンドとして1%伸びますなんていうのはとても出てこないんですよ、むしろ下がっているんですから。そういう意味で申し上げているんですよ、全く架空計算じゃないかというのは。実態に即していないんですよ。それで私は変動係数とかそういう標準偏差のシグマ、1シグマとか2シグマ、3シグマとってやっても、細かい計算は時間がありませんので申

し上げられませんけれど、3シグマの一番最大をとっても、下は77億、上は93億、そういう変動でしかないんで、その範囲内ではないと思うんです、今最高をとってですよ。それなのに、15年度からもう94億とか98億とか102億まで行っているんですよ。そんなに財源があるんですか、本当に。これは、こんなことで14年度の予算なんか考えられたらえらいことです。そう思いませんか、本当に。要するに上下動をやっているだけであって、トレンドで伸びているわけじゃないということね。右上がりじゃないんですよ、今の不況と同じように。特にここ五、六年間、F I から12年度のF I までは上下動がすごく激しいんですよ、どうしてこんなんだろうかというように。8年度は75億から今度は9年度に85億になって、それで10年度では3千万落ちて、11年度でまた4億増えて89億になっている。12年度ではまた5億落ちているわけです。

要は、言いたいことは、1%で簡単に伸ばすべきじゃないということですよ。これはやり直さないとおかしんじゃないですか。えらいことになるんじゃないですか、本当。

それと一番ちょっと申し上げたいのは、町税がどんどん落ちているんですよ、この5年間。9年で45億7千万だったのが、10年度で44億、11年度で43億、12年度でまた43億というふうにだんだん落ちているんです。これは大変なことですよ、これは平均で53%占めているわけですからね。要するにそういう点で、トレンドで1%伸ばすというのは、非常に危険だということ。これは改めて再計算する必要があるんじゃないかということを質問します。

それと、ここ5年間が変動が激しいのは、その要因は何なのか。いや本当、ご覧になったらわかるでしょう。こんなことを言うのは、ちょっと幼稚なんかかもしれませんが、並べてみたらわかるんですよ。それを単なる広島県の数値を持ってきてやったらこうなりますと言うんじゃない、しょうがないじゃないですかということ。ましてや、赤字を出すような推計の仕方みたいなことではね、全く現実味がないですし、それは推計とも言えない、架空計算というんじゃない、仮定計算ですわね、ということをお願いしたい。

それから2番目の1の(2)の不用額の発生についてです。これは原因は何かを探るために、不用額と支出済額、当初予算額、前年度繰越額、翌年度繰越額、補正予算額、歳入済額、収納済みですね、歳入額、それだけのことについて相関関係をとったんです、関係があるのかどうか。逆相関はありませんけれど、正規の正の方の相関が出てきております。これでいきますとね、支出済額、当初予算額、歳入額、これだけは強い相関が

出ています。やっでご覧なさいよ、すぐわかりますよ。だからそれらと関係があるんじゃないか、特に収納済み、歳入額とえらい強い相関関係にあるんです。だからそれが決まって、不用額を決定しているんじゃないかなという感じがするわけです。思い当たる節があるかと思います。

私は12年度の決算額に反対しました。これは平成8年度と12年度において、歳入額をオーバーして当初予算が決まっているんですよ。そうでしょう、平成12年度、結果的だと言われればあれですけど、当初予算は歳入額をオーバーしてますよ、ご覧なってみればいい。そうでしょう。そのために、8年度では2億2,120万円減額補正している。超えているんだから当たり前だね。それで12年度には1億7,600万減額補正なってます、でしょう。それは見ればわかることですから申しません。それなのに不用額が、8年度では1億9千万の不用額を出しているんですよ。補正を減らした上にまた不用額を出しているんだもんね、それで12年度は2億3,100万円も出てるんです。

(私語あり)

だから、不用額はいつ決定されるのか、そしてそれは財政的にどう処理なさるのか、それが2つ目の質問。長々と言ったのはそういう意味で、こういうように感じたからそうだと言っているわけです。

それから1番の(3)ですけれど、当初予算額はいつですね、どのように、今までの説明した中から見て、当初予算額はいつ、どのようにして決定されるのか。いつ、どのようにして、町長が決定されるわけですからね、予算権は町長しかないわけですから、いつ、どのようにして決定されるのか。

それから(3)、2番目に中心市街地活性化事業予算をね、全部網羅するというんだけど、何らかの形でどっかの成果説明書なり、予算書の備考欄でもいいですよ、これは中心市街地活性化事業予算だよということを、関係あるよということぐらい述べられていいんじゃないですか。そうあるべきじゃないかと、予算を執行するからにはね。以上が大きな1番の再質問です。

大きな2番の区画整理事業等についてでございますけれども、今現時点で、12年度と同じように中心市街地活性化法を適用しているのは、大体どういうものがあるのか。というのは、決算委員会の方にこういう表をいただいたわけですよ。そうすると事業名で海田市南口土地区画整理事業と書いてあって、そのナンバー3には海田市駅南口ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業と2つに分けてあってね、それが範囲が海田市

駅南口周辺で一本になって、事業費も1つになっている。それで決算書のページを見ますと、ページ数も書いてあって支出科目も書いてあるわけです。これはいいんですよ、これはこれで書いてあって、これをよく見ますと、海田市土地区画整理事業というのは、土地区画整理法に基づいてやっている。それから離して3番を書いているということは、土地区画整理法に基づかないで、中心市街地活性化法に基づいてやっているとしたか考えられないわけ、これを見ると。そのことを言っているわけです。

予算というのは、法律に基づいて皆やっているわけですからね、どんな予算でも。その2つになぜこんなに、土地区画整理事業なら土地区画整理法の方に、1番の中に入っているんならそれでいいんだけど、なぜこういうふうに分けたのかね、おかしいんじゃないですか。そして予算は1本にして、範囲も1本なんです。それを言っているわけです。事業区域が同じで予算も同じなのに、事業が2つやっているのはおかしいんじゃないのと言っているわけです。

それとですね、中心市街地活性化事業を今申し上げたようなJR立体交差事業、土地区画整理事業、その他の事業というように、この表から見れば、網をかけてやっているわけですが、中心市街地における市街地の整備改善及び商業地の活性化の一体的推進に係る基本的な方針というのがあるわけです。その中を見ますと、土地区画整理法と違って、地域住民の理解と協力というのが、強力に進めているようになっているわけです。しかも後法優位の原則ではないですけど、新しくできた法律ほど前の法律よりも優位な、優位というのか優先するわけですよ。だからそういうようなことから見て、そういうことを説明会を開いても一けたしか集まらない。全然今日佐中議員がおっしゃったように、全然進まないようなことを、それは住民が反対しているのにもかかわらず、土地区画整理法ではもう条例までつくってどんどん進めているわけですからね、今さらどうだこうだ言ったって、もう住民の合意とかなんか得られていないでしょう。これでいくと、理解と協力が必要だということが重要であると言って、みんな基本方針には書いているわけですからね。だからそういう点ではもうそぐわないんじゃないかと、全然もうどうにもならんようなところに来ていて、それで網をかぶせて進めようとするのはおかしいんじゃないですかということですよ。（「答弁する時間がないようになるけど」の声あり）

それと（3）のですね、今意識調査を2回に分けて行おうとしているわけですが、これも今の基本方針では、活性化のために法の3条とか法の10条でいろいろと規定

されているわけです。それでいけば、市町村は民間活動の前提となる条件や基盤の整備を積極的に行うとともに、民間事業者の緊密な連携確保に努めることが重要であると書いてあるわけです。そうしますと、法律の10条では中心市街地整備推進機構の指定という条項があるんですけど、要するに商工会等のTMOの設置ですね、市町村長は推進機構を指定することができるというように、任意規定になっているわけですけどもね、実際には商工会等のTMOが設置されないでは、とてもじゃないけれど、この中心市街地活性化事業というのは進みませんよ、これ。任意規定になってはいるんだけど、やっぱり決めないとね。これが決まらないと進まないんじゃないかということです。10年前につくったような赤で塗った、商業地でございます、はい、いらっしゃい、いらっしゃいでは、とてもじゃないけれどいかないというように私は思うわけです。

それで、今交通安全対策費とか防犯灯整備事業というのを、この12年度でやっておられますよ。やっているんだけど、こんなことよりも、先ほど来申しているように、それこそ商業地の立地面での見通しがどうなるのか、器がどうなる、ショッピングセンターみたいなものをやるのか、業種業態区分の配置がどうだの客動線がどうかと、そんなことからTMOを設置して、検討して、ここは商業地にすべきであるということをやらない限り、こんなことをやってもむだじゃないかというように思うわけです。その辺、どのようにお考えですか。要するに禍根を残すようなことが、こんなことをやるよりも、先にそっちの方の基本的なことを、商業等が発展するような、活性化のためにですね、そういうようなことを先にやるべきじゃないかと、優先してやるべきじゃないかということをお願いしたい、そういう質問です。

時間がなくなったんであれですけども、ちょっと土地区画整理事業のところの言い落とした点があるんですけど、質問、決算とか予算の中に、要するに決算では主要施策の成果に関する説明書を言っているわけですけど、それの中に書かれていないということは、中心市街地活性化事業は主要施策ではないというように見ておられるわけ。主要施策であれば当然載せておかないと、今町長は載せてあるとおっしゃったんですけどもね、成果説明書の67ページ上下段、それから交通安全の成果説明書は33ページの下段、それで防犯対策33ページの上段、それから決算書の備考欄なんかのページ81から82ページ、それで42ページ、41ページ、これ、備考欄にも何にも書いてありません、全部調べて言っているわけですから。予算書のページ100と103、交通安全のページ51ページ、防犯対策費50から51ページ、これは何も書かれていませんよ。予算を執行している

わけでしょう。しているんなら、何かこう中心市街地活性化事業というのを書かないとおかしいんじゃないかということ、それは常識じゃないですか。

大きな3番の合併問題ですけれど、基本的組合せの勉強会の成果は、成果がどういう点にあったと町長はお考えですか。他の町長の感触、方向づけなどが、そういう場合には出ているんでしょうかね。その点もお願いしたいと思います。

それと民意反映の方法について質問をしたわけですが、その方法、時期等決定しても実施しないことがありますか。あるとしたら、どういう場合ですか。

大きな4番、今教育長の方からいろいろ教育問題についてご回答いただいたわけですが、これは11月17日と18日にNHKのスペシャルで、いろいろここに掲げた4問題は、テレビで放映されているいろいろ波紋を呼んでいるわけです。1番の通学区域の自由化については、熊野町というのがあれですね、15自治体あるというんですよ、全国で。そのうちに熊野町が入っているんです。導入予定になっているんですよね、そういうこと。

それから教科書以外の教材の導入が、これは愛知県だけの問題なのか全国の問題なのか、ちょっとその辺、定かじゃなかったんですが、47%やっておるということを数字で言ったわけですね。それから非常勤講師等の採用が25%、それから学力調査の実施が18%というようになっているわけです。海田町は、それでこの前、11月20日でしたか、13年度の海田町教育行政施策の説明を教えてくださいました。13年度は、もう11月ですから、ちょっと意外だったんですけれど、それはさておいて14年度の海田町教育行政施策の制定というのは、進捗状況はどのようになっているのか。今ここで質問申し上げたものと関連した内容については、特にどうのと、今考え方を教育長の方から聞いて、大体わかったんですけど、それが教育行政施策中にどういう形で織り込まれるのか、その辺の考え方。NHKでもテレビでも言っていましたけれども、基本基礎編とそれは考える力、興味を持つ教育ということを主眼に置いてしゃべったように思うんです。それで2日目は平等から競争へ、要するに、今までは黙っていても地区の生徒も皆集まってきたから、何にもしなかったんですけど、今度はフリーになりますと、あるところには全然生徒が集まらないで、あるところに集中するという意味での平等から競争へとやっているわけです。だからそういうようなことの考え方で、いろいろレベルアップするでしょうと、そういうことで。レベルアップするんだけど、片や競争のための競争が生じるんじゃないかというデメリットもあるんじゃないかというようなことで、テレビは一応考えさせるような方向で時間切れになったんですけどね、その点についてどうお考

えですか。以上です。

○議長（河野）この際、執行部の方をお願いします。いろいろ質問が多岐に、多岐にというかいろいろございましたので、頭の中の整理をして簡潔に答えてください。では、企画部長。

○企画部長（中野）それでは、長期財政計画と予算の関係についての再質問にお答えいたします。まず、長期財政推計計画でございますが、これは先ほど財政推計の中で、歳入額よりも歳出額が上回って赤字になるじゃないかというご指摘を受けましたけれど、財政推計なるものは、我々がこれを参考にしておりますのは、現在の歳入状況の中で、海田町が総合基本計画に則ったまちづくりを着実にやるためには、どういう財政の状況になるかというのを把握するために推計をしております。したがって、当然予定している事業そのものが歳入を上回って、いわゆる赤字という表現でおっしゃいましたけれど、歳出が上回っていくと。そのころにはいろんな財源の手当であるとか、事業の優先順位を定めたようなことをやっていかなくちやいけないというふうなことを参考にするためにやっておるということでございます。

それから推計の見直しでございますが、これは当然、1年ごとに推計の見直しを図るということでございます。それから、過去の平成3年から13年にかけて、要は予算、歳入歳出ともに、予算にでこぼこがあるではないかという話でございますが、これは毎年予算の今の概要の中で説明しておりますとおり、毎年それは当然増える場合もありますし、下がる場合もあります。増える場合には、例えば箱物を実施したときは急激に増えることもありますし、減るときは介護保険へ移行した場合であるとか、事業がある程度収束に向かっているという段階においては、予算規模が少なくなるということがございます。

それから不用額の発生でございますが、不用額が出るのは当たり前でございますが、不用額と申しますのは、要は予算に対して執行した額の余りが出るということで、これは逆に言えば、ちゃんとやれば、その額がたくさん出れば、効率的な執行をしたということにもつながります。ただ、先ほど町長が申し上げました、要は不用額が多額に出るとか、例えば当初予定していたものを事業をしなかったとか、それから予算の見積もりが甘かったとかいうのも若干その1つの中にあるから、そういう面については反省していこうということを申し上げたまででございます。

この不用額の処理の仕方でございますが、要はこれは予算上ではございますが、将来

的には、決算した場合の剰余金に、額は違いますけれどつながるものでございます。その剰余金というものは、次年度の財源として使う、それから起債の繰上げ償還に使う、それから基金へ積立てて処分をするということで、要は不用額なるものは翌年度の財源になったり、基金の積立てになったり、起債の償還に回すということで、特段、全然不健全なものではないというふうに判断しております。

それから不用額の処理の、これは今のは、いわゆる決算剰余金の関係になるんですが、不用額の処理につきましては、要は補正予算ですべての項目にわたって補正すれば、非常に不用額というのは処理できます。ただ、そういうふうな処理の仕方をあえてしなくても、決算の中でやっていけばいいというふうな判断にしております。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）中心市街地の活性化事業についてのご質問でございますが、まず、海田市駅南口土地区画整理事業とふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業を別々に掲げているのではないかとございまして、これは国の補助制度として、土地区画整理事業そのものに対する補助制度と、それからいわゆる公共施設のそういうグレードアップに要する費用に対する補助制度が、別々に掲げてございまして、事業名として別々に掲げておるものでございます。

それから中心市街地活性化法の精神として、地域住民の理解と協力を得て進めなさいというふうなことがあるんじゃないかとございまして、当然事業を進めていく上で、そういうふうな基本的な精神を踏まえて進めていく必要があるだろう、そういうことで先ほど来申し上げておりますように、この区画整理事業もできるだけ円滑に進めていきたいということで、「守る会」の方にも、そういうまちづくりの話合いに応じていただきたいというふうなお願いをいたしておるところでございます。

それから、TMOの設立がないと、なかなか難しいんじゃないかとございましてけれども、確かにご指摘のとおりでございます。ただ、このTMOの設立の方も、事業者自身の方がそういうふうな危機感を持っていただかないと、なかなか計画はつくってみても事業は進まないというふうなことがございまして、先ほど町長がお答えいたしましたように、今しばらく時間が必要になってくるんじゃないかと。それで今の区画整理事業の区域につきましては、先ほど来お答えいたしておりますように、そういうワークショップの中で、皆さんとそういうまちづくり全体のお話ができる中に、そういう商業の専門家であるとか商工会の方々もまじってそういうお話ができればというふう

に考えております。

それから、予算、決算の中にそういう中心市街地活性化事業が書いていないではないかというふうなご指摘でございますけれども、当初予算で資料としてお渡ししております予算の概要には、一応予算というのは、総合基本計画を実現するために予算を組むということで、そういう総合基本計画の基本的な方針という大きな柱に基づいて、議員の皆様方にそういう個々の予算をお示しをしておりますし、決算につきましては、できるだけわかりやすいということで、各部門ごとで決算、主要施策の成果の方で説明をさせていただいております。

それで、中心市街地の活性化事業につきましては、区画整理事業のように、それ自体が中心市街地活性化事業として位置づけられるものもありますし、防犯灯やカーブミラーについては、取付けた位置、そういう中心市街地の区域内でやったものについて、中心市街地活性化事業という位置づけがございますので、そういうふうなものを中心市街地活性化事業として、特段取り上げて表示をするというのは難しいのではないかというふうに考えております。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）済みません、先ほど1つ抜けておりました。予算の決定と、手続であろうかと思いますが、14年度予算につきましては、今年度の11月15日を予算の提出期限にしておりまして、現在財政課の方で、その事務の処理を進めております。今後でございますが、今後につきましては、議会が終わりましたら、財政課の方で各課の予算内容につきましてはのヒアリングを行い、その後、工事箇所等の現場について、予算とともに町長、助役の査定を受けまして、1月25日に事務的には決定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）去る11月12日に開催しました1市3町の勉強会の成果につきまして、お答えいたします。この会議では、その勉強会の規約の制定、それから今後の合同勉強会の進め方について、協議、決定をいたしております。次回以降の日程につきましては、年度内に2回、1月に構成団体内の道路、施設等の相互視察をして、3月に14年度の活動方針について協議をした上で、構成団体の主要事業に係る意見交換、それから合併特例法の改正等、国の合併関連最新情報の把握等を行うようになっております。

それから、民意の反映につきましては、先ほど町長が答弁でるる申し上げたとおりで

ございます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育問題についての再質問にお答えいたします。学区の自由化の問題でございしますが、この近隣では、熊野町が来年度導入ということを出しておりますが、これは熊野町の独自の事情もございまして、限られた条件下での自由化でございまして、いわゆる東京都の例に見られますような完全自由化ではございません。県内では、広島県の教育支援事業として事業を持っておりますが、その中で幾つかの試行をしている学校がございまして、地域がございまして、この呉・賀茂教育事務所管内23市町の中では、東広島市の1中学校区で今試行をされておる段階でございまして、本町としてはそういう動向を見ながら、この問題については対処していきたいと。しかしながら、この問題は将来的には加味していかなければいけない要素もありますので、今学校には、そういう展望を持ちながら各学校が特色づくりに励むようにということをお願いをしております。

それから、教科書以外の教材の導入でございしますが、これは当然教科書だけで充実した学習を進めていくということは無理でございまして、当然これからも引き続いて導入はしていくつもりでございまして。

それから、まだ来年度予算の裏づけが明確になっておりませんが、英語指導助手にしましても、あるいは中学校等におきます時間講師にいたしましても、現状を少なくとも下らない状況で予算要望をしてまいりたいと思っております。

それから、学力調査の件でございしますが、先ほども申し上げましたように、既に県では14年度の展望を持った施策が組まれております。したがって、この成果を見ながら、それぞれの学校の重点指導事項あたりも明確になってくるのではなかろうかなと思っております。以上です。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再々質問をさせていただきます。予算編成についてですけど、何かこの前の推計の方法について、全然間違っていないんだというような言い方をなさったと思うんですよ。だけど推計学上、1点だけでやるというのはおかしいでしょう、やはり。だから、今までの説明申し上げたように、長いほどいいんですよ、今広島県のことをやっているんじゃないんですよ、海田町の財政の見通しをやっているんですからね、立派な海田町の財政のそういうデータがあるじゃないですか。現にやってみたらすぐわかるわけでしょう。そんなにわからない話を言っているわけじゃないですよ。それで大赤

字で、何十億と赤字で出すような、それは推計でも何でもありませんよ、仮定の計算じゃないですか。それを推計というのはおかしいと思うんですよ。

それともう一つ、だから私は危機感を持っているんですが、13年度の決算を早く見通しでもいいからつくって、13年度までのそれを見てご覧なさいよ。要は当初予算額が歳入額を超える、納税額を超える、歳入額を超えて当初予算を決めるというのは、11月がどうだの11月25日に決定するなんて言われるんですが、そんなんで決められたらえらいことにならないですか、いや本当に。だから、13年度の決算をよく早期に分析して、平成8年度とか12年度のような轍を踏まないように、やっぱり見直しをすべきじゃないかということを行っているわけです。前と同じように1%ずつ伸ばしていきますと言って、そして赤字が出てこうなりますよというだけじゃ、現実味がないじゃないですか、実態に即してないじゃないですか。もう一度、そういう点、何もしないでここまま走りますというんなら、また補正減額をして不用額を出せばいいんですかな。

それとね、不用額、もう一つは、2つ目の質問で、不用額は基金に入れたり、翌年度の繰入れにするからみたいなことをおっしゃるんですけどね、それだと本当の適正な予算じゃないんじゃないの。何かそういうようになるんだから、不用額であって当たり前やというような、本当の意味での予算じゃないじゃないですか。必要なものはちゃんと必要だというようにしておいて、それを使い切るようにするのが予算なんですよ。大した金額ではないみたいなことをおっしゃったけど、見てご覧なさいよ、12年度なんていうのは、補正予算の減額を1億7,600万しておいてですよ、それを上回る2億3,100万円も不用額を出しているんですよ。それはどういうこと、本当に。それでいて、別におかしくないですよなんていうのは、まさにおかしいんじゃないんですか。8年度もしかりですよ。補正予算額2億2,100万円を減額しておいて、1億9千万も不要額を出しているんですから。本当の意味の歳出の方の必要額が適正なのかどうかというのが、疑わしくなってくるわね、というように思うわけですよ。もう一度その辺、回答をお願いします。

それから、中心市街地活性化事業なんですけれど、2つに分けたのは、国の補助金が何とかかんとかという言いわけみたいなことをおっしゃってますけれどね、国の補助金であろうと何であろうと、どちらの予算を適用してやるわけですかね、これ、2つに分けたのを。やっぱり後法優先で、中心市街地活性化事業は、中心市街地活性化法に基づいてやるんじゃないんですか。そうでしょう。それを、だから全然予算書にも決算書に

も載せない。この前、決算委員会のときに資料要求して初めてこういうことがわかったんですよ。だから、どこにも載せないというのは、主要施策の説明書というのに出てこないということは、主要施策と見てないんじゃないかと言いたいわけです。しかも予算というのは、先ほど来申しているように、やっぱり法律に基づいてやっているんですよ、どんな場合でも。その基本が全然外れているんじゃないかということで申し上げているわけです。

2番の方のTMOの、もう3年たっているんですよ。3年たっているのにTMOがどうだの、まだ時間を欲しいというのは、片方ではどんどん事業が進んでいるわけですよ、中心市街地活性化事業が。それでTMOを全然やらないという、設置するのにまだ時間が欲しいというのは、今の土地の区画整理事業と同じように、どうなっていくのか、基本的な事業というのが進まないわけですよ、本当に。防犯がどうだのそんなことよりもそういう重要なこと、基本的なことをまずやらないと進まないんじゃないかということで申し上げているわけです。

○議長（河野）桑原君に申し上げます。発言の時間の制限を超えておりますので、発言の中止を命じます。答弁。企画部長。

○企画部長（中野）それでは長期財政収支計画について、るるご意見を賜りました。参考になるところにつきましては参考にして、今後も長期財政収支の見通しというものを立てていきたいというふうに考えております。

それから、予算の関係でございますが、13年度の決算状況を見て、当然14年度の予算の参考にせいというご意見でございますが、経常経費等につきましては13年度の予算の執行状況、それから決算状況等も確認しながら、経常経費については14年度新年度予算との比較等の検討を進めております。ただ、予算でございますので、あくまで経常経費以外にかかる新規の事業等もございまして、13年度の決算を特段参考にしなくても、14年度の新年度の予算を策定するということになりますので、経常経費の部分につきましては、よくよく精査をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほども言いましたように、不用額と決算剰余金というのは、これはちょっと違まして、予算上で余った額が不用額と、それから決算上で残った現金が決算剰余金ということで、これはあくまで額も同一ではございませんが、基本的に不用額となるようなものは決算剰余金として、似たような額で次の年の財源に使用したりするというところでございます。

それから、なぜ補正予算で、補正予算をしてまで、決算のときに不用額が出るかということにつきましては、補正予算におきましては、ある程度不用額が多額に見込まれるものについて、3月の補正予算で処理をさせてもらおうと、それから20万円単位であるとか50万円単位で、予算上どうしても、不用額ですから残ってくるわけですが、そういったものを累積すれば各款項目の中で、そういった1億数千万の金額が残っていくというふうなことになるかと思えます。したがって、不用額の見込額を、例えば5万円単位とか3万円単位まで落として補正予算をしますと、この議場で膨大な補正予算の、減額補正の説明ないしは処理をしなくちゃいけないということで、ある一定の金額等の中で処理をさせてもらっておりまして、それは決算の中でゆだねて審査してもらっているということでございます。以上でございます。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）海田市駅南口土地区画整理事業とふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業の予算の関係でございますけれども、中心市街地活性化法に位置づけられております事業は、その事業を所管する各省庁の補助要綱に基づいて行われるものでございますので、この両事業とも、土地区画整理法に基づく都市局の補助事業でございます。それからTMOの設立でございますけれども、確かにご指摘のとおりでございますけれども、ただTMOを設立をしなくても、商業の近代化等で可能な事業もございますので、そこらあたりで対応できるのではないかというふうに考えております。

○議長（河野）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会をいたします。なお10日の月曜日、午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さんでございました。

午後4時21分 延会